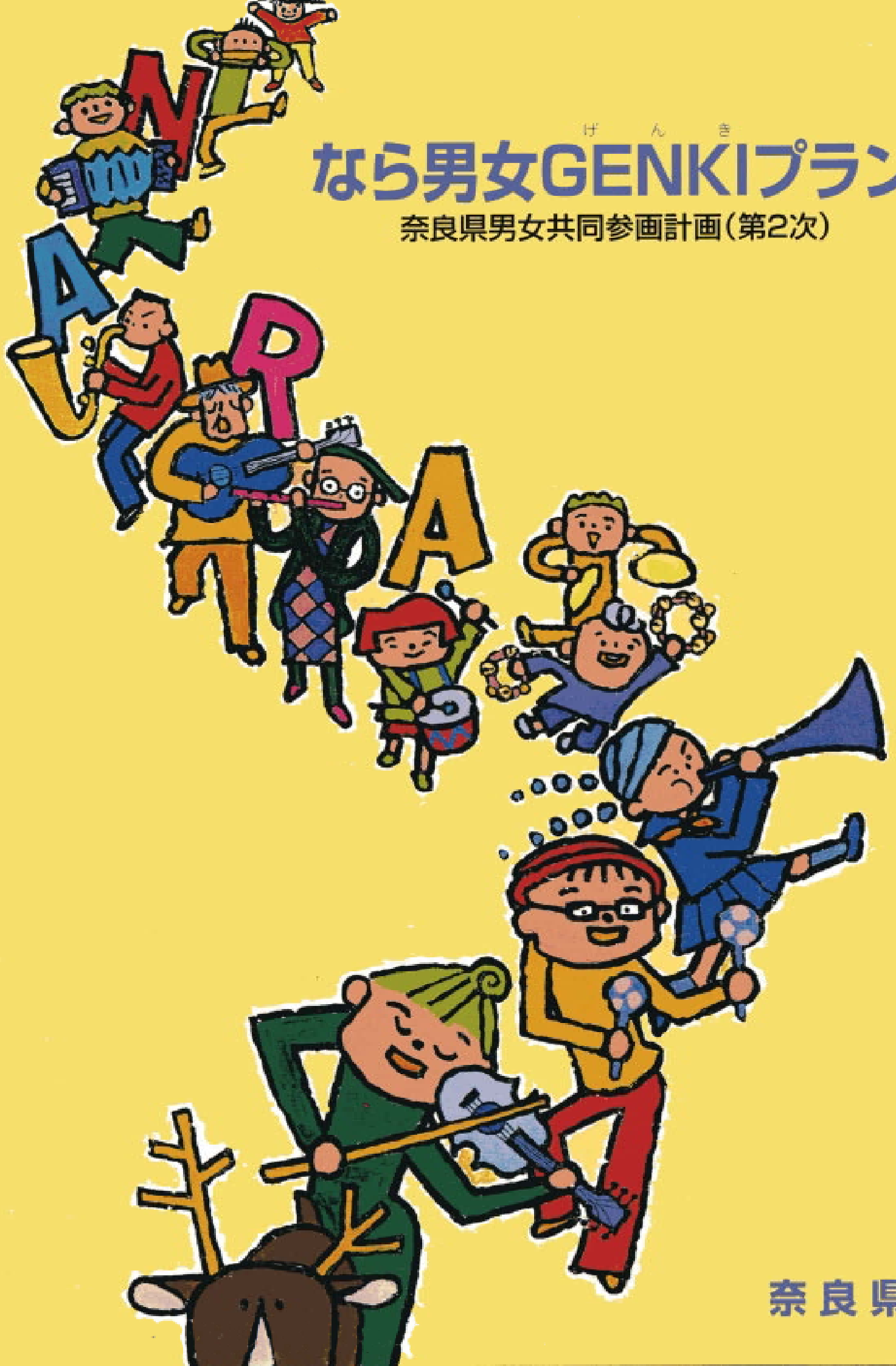


げんき
なら男女GENKIプラン

奈良県男女共同参画計画(第2次)



奈良県

男女がともに夢や希望をもって『元気』に 心豊かな生活ができる社会の実現を

豊かな21世紀を切り開いていくためには、新しい発想や多様な能力を活かしていくことが今まで以上に求められています。そのためには、男女がともに自己実現し、そして、家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた豊かな生活ができる環境づくりが重要です。

本県では、昭和61(1986)年以来、2期にわたる行動計画の策定や男女共同参画推進条例の制定を行い、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりました。この間、審議会等意思決定の場への女性の積極的な登用など一定の成果をあげたところですが、その実現には、まだ解決していかなければならない多くの課題が残されています。

この度、昨今の社会経済情勢に伴う男女を取り巻く環境の変化に対応し、残された課題を解決していくため、多くの県民の皆様から寄せられたご意見・ご提言や奈良県男女共同参画審議会の答申を踏まえて、「なら男女GENKIプラン(奈良県男女共同参画計画(第2次))」を策定しました。

プランでは、新たに「女性のチャレンジ支援」や「働き方を見直し、男女ともに家庭と仕事・地域活動とのバランスがとれた豊かな生活に向けた施策の推進」などを盛り込み、男女がお互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに心豊かな生活を送ることができる社会を目指してまいります。

男女共同参画社会を実現していくためには、県民、事業者、関係団体、行政等が共に協力・連携しつつ、それぞれの立場で主体的な取組をしていくことが重要であると考えておりますので、県民の皆様方の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をお寄せくださいました県民の皆様、ご尽力いただきました奈良県男女共同参画審議会委員の皆様に、心からお礼申し上げます。

平成18年3月

奈良県知事 柿本善也

目 次

計画がめざす男女共同参画社会の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 計画の基本的な考え方

1．計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2．計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3．計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 計画の内容

1．計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2．基本目標と課題及び施策

基本目標 あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画

基本課題1 政策形成・意思形成の場への女性の参画・・・・・・・・・・ 7
基本課題2 女性の人材育成と人材情報の提供・・・・・・・・・・ 8

基本目標 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり

基本課題1 男女共同参画の推進に向けた就業環境の整備・・・・・・・・ 9
基本課題2 多様な就業形態における条件整備・・・・・・・・・・ 11

基本目標 男女がともに支えあうライフスタイルの実現

基本課題1 とともに支えあう家庭生活の構築・・・・・・・・・・ 13
基本課題2 女性のチャレンジ支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
基本課題3 地域における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・ 16

基本目標 男女の人権の尊重

基本課題1 女性に対するあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・ 17
基本課題2 生涯を通じた健康保持・増進と女性の身体的特性の尊重・ 19
基本課題3 社会的に不利益な立場にある女性の人権の尊重・・・・・・・・ 20

基本目標 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本課題1 男女共同参画に関する意識啓発の推進・・・・・・・・・・ 21
基本課題2 男女共同参画を推進する学習の充実・・・・・・・・・・ 23

第3章 計画の推進

- 1 . 推進体制 25
- 2 . 計画がめざす目標 27

データでみる奈良県の男女共同参画の現状 30

参考資料

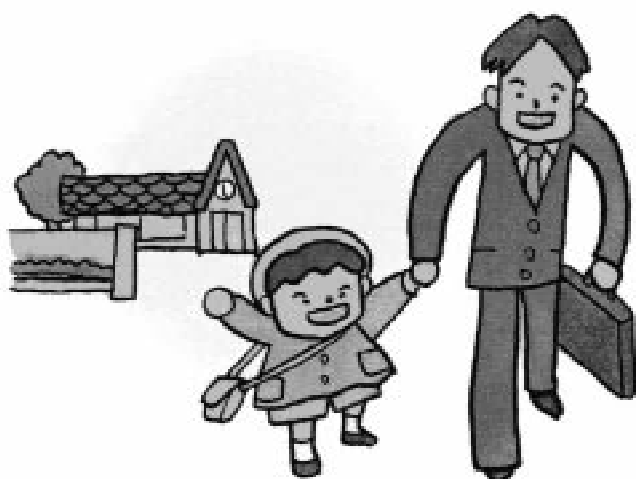
- 1 . 奈良県男女共同参画審議会委員名簿 41
- 2 . 計画策定の経緯 41
- 3 . 計画策定の背景
 - 1) 国際的な動き 42
 - 2) 日本の動き 43
 - 3) 奈良県の動き 44
- 4 . 男女共同参画政策のあゆみ 45
- 5 . 関係法令、条例
 - ・奈良県男女共同参画推進条例 47
 - ・男女共同参画社会基本法 49
 - ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 52

計画がめざす 男女共同参画社会の姿

家庭では...

例えば

- 家庭・家族を大切にし、家事・子育て・介護など、家族で協力しています。
- 家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた豊かな暮らしをしています。



働く場では...

例えば

- 男女ともに仕事と家庭等の両立ができ、いきいきと働いています。
- 短時間勤務や在宅勤務など、個人のライフスタイルに応じた働き方が広がっています。



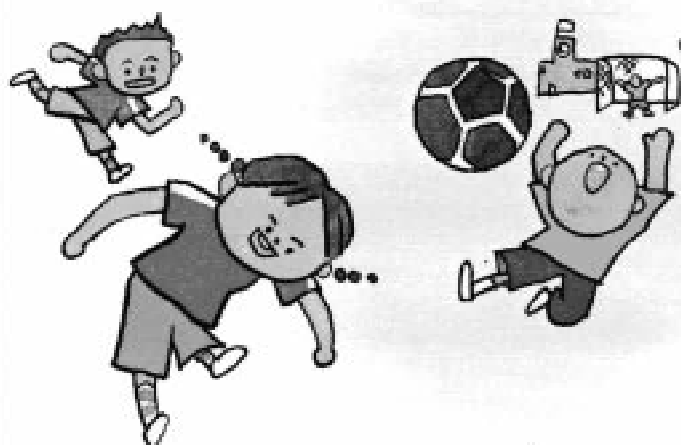
男女共同参画社会とは、男女がお互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに心豊かな生活を送ることができる社会です。

「男ならこうあるべき」「女ならこうすべき」といった固定的な決めつけをせず、一人ひとりの個性を尊重し、性別にかかわらず、個人の能力を十分に発揮することができる社会をめざしています。

学校では〇〇

例えば

- 一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材を育てています。
- 職場体験やボランティア活動など体験学習を通して、自立できる社会人として育てています。



地域社会では〇〇

例えば

- 男女がともに自治会、PTAなどの地域活動に参画し、よりよい地域づくりを進めています。
- 多彩な子育て支援を受けて、不安なく楽しく子育てが行われ、子どもたちが健やかにたくましく育っています。

1. 計画策定の趣旨

奈良県では、1986年(昭和61年)に策定した「奈良県婦人行動計画」、1997年(平成9年)に策定した「なら女性プラン21 - 奈良県女性行動計画(第二期)」、2002年(平成14年)に改訂した「奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン21改訂版)」に基づき、様々な取組を行ってきました。

しかしながら、重要な意思決定の場への女性の参画はまだまだ少なく、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行・慣習などが依然として残存しています。さらに、少子・高齢化の一層の進展、長期にわたる経済活動の低迷と雇用環境の悪化による男女間の収入格差の拡大、配偶者からの暴力をはじめとする女性に対する暴力の深刻化など、女性を取り巻く状況の変化への対応が求められています。

こうした課題の解決に向け、男女がお互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに心豊かな生活を送ることができる社会を目指した奈良県男女共同参画計画(第2次)を策定しました。

2. 計画の基本目標

「奈良県男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指し、次の5つを基本目標として設定し、これらの目標達成に向けた課題及び施策の方向を示し、具体的施策に取り組みます。

基本目標 あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画

地方自治体での施策はもちろん、企業や各種団体・組合、また地域活動や市民活動等、あらゆる分野における政策形成・意思形成過程への女性の参画は、男女共同参画を実現する基盤となるものです。意思決定の場への女性の参画を進めるために、女性の積極的な登用や女性の人材育成、人材情報の収集・提供を進めます。

基本目標 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり

就労の場において、女性が男性と均等な機会と待遇を得ていきいきと働けるよう、男女がともに仕事と育児・介護の両立がしやすい環境整備を引き続き推進します。また、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができるよう、ワークシェアリング等の普及推進や働き方に合った適正な処遇や労働条件の確保、就業に向けた能力開発等への支援に努めます。

基本目標 男女がともに支えあうライフスタイルの実現

少子・高齢化が進展する中、男女が安心して子育てや介護など、家族としての責任を果たすことができる社会の形成が必要です。働き方を見直し、男女ともに家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた豊かな生活を営めるよう支援します。また、チャレンジしたい女性が就業や地域活動等に希望をもってチャレンジできるための体制づくりを進めます。

基本目標 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の実現には、男女一人一人の人権の尊重が基本です。夫・パートナー等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪など女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、根絶に向けた一層の取組を進めます。また、男女がそれぞれの身体の違いを理解し、お互いの性を尊重するために、生涯を通じた健康保持・増進と性の尊重についての認識の浸透を進めます。

基本目標 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

男女が各人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を払しょくすることが重要です。引き続き、男女共同参画に対する正確な理解の浸透とその必要性について意識啓発を進めるとともに、男女が自立の意識を育み、さまざまな分野で活躍することを可能にする教育・学習の充実を図ります。

3 . 計画の性格

- ・この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「奈良県男女共同参画推進条例」に基づくものであり、県における男女共同参画社会の形成を推進するための基本となる計画です。
- ・この計画は、「奈良県男女共同参画推進条例」における基本理念に基づくもので、男女共同参画社会の実現に向けて県、市町村、企業、県民・民間団体が、それぞれの役割と責任を共に担い、主体的に取り組むことによって総合的に推進していくものです。
- ・この計画は、県民の皆さんのご意見・ご提案を踏まえ、奈良県男女共同参画審議会から提出された答申に基づき、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」や、「やまと21世紀ビジョン」及び実施計画との整合性を図って策定しました。

4 . 計画の期間

2006年（平成18年）度から、2015年（平成27年）度を目途とします。但し、その間において、適宜見直しを妨げるものではありません。

なお、「具体的施策」については、2010年（平成22年）度までに実施する具体的施策を記載しています。

奈良県男女共同参画推進条例の基本理念

1) 男女の人権の尊重

男女が、個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること等男女の人権は尊重されなければなりません。

2) 社会における制度または慣行の配慮

性別による固定的な役割分担等にとらわれることなく、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければなりません。

3) 方針の立案・決定の場への共同参画

県における政策や民間の団体における方針の立案及び決定の場へ男女が共同して参画する機会が確保されなければなりません。

4) 家庭生活その他の社会生活へ男女が共にかかわること

家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、育児、家族の介護など家庭生活における活動をはじめとして社会におけるあらゆる分野における活動に共にかかわることができるようにしなければなりません。

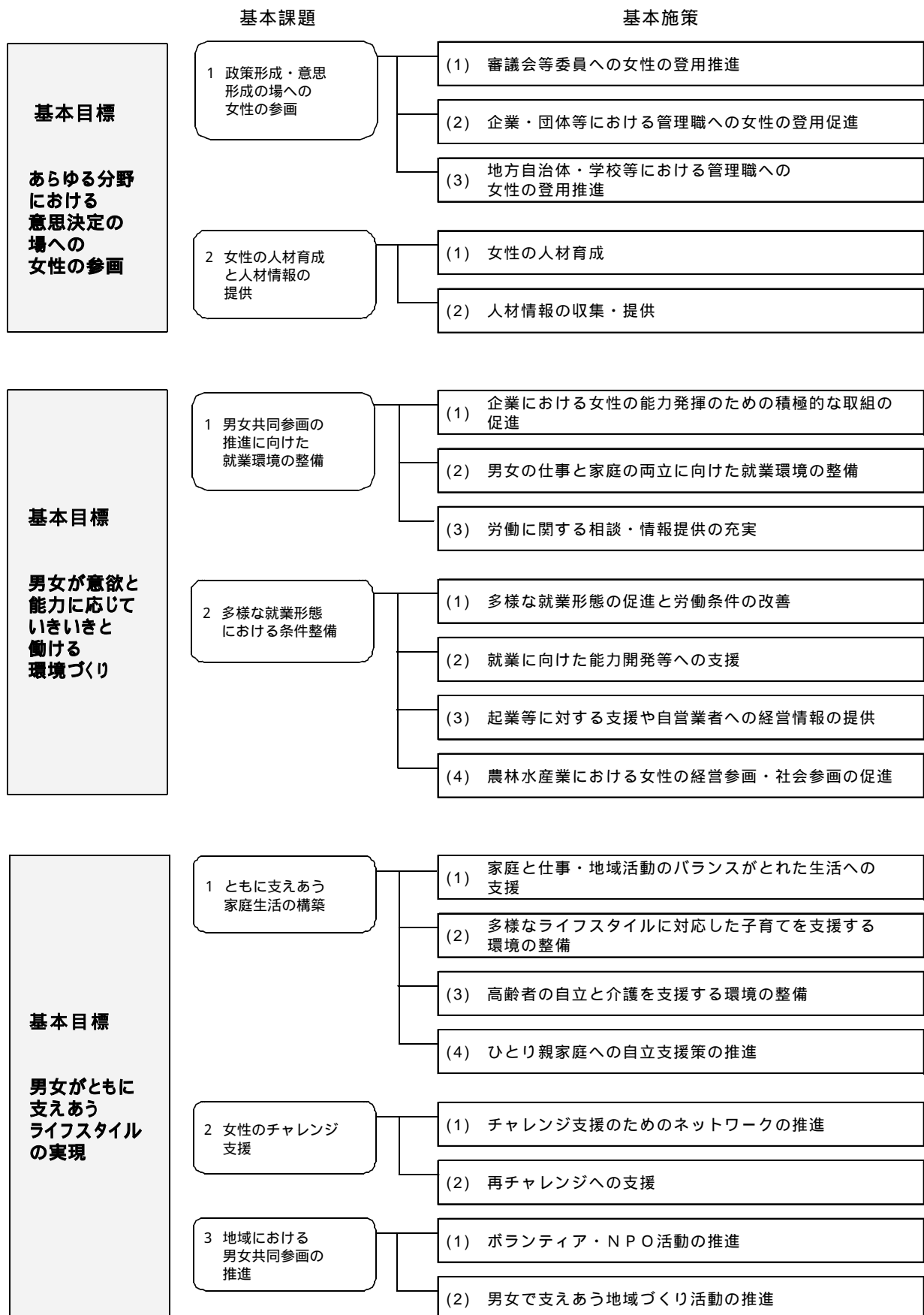
5) 国際社会における取組を勘案した推進

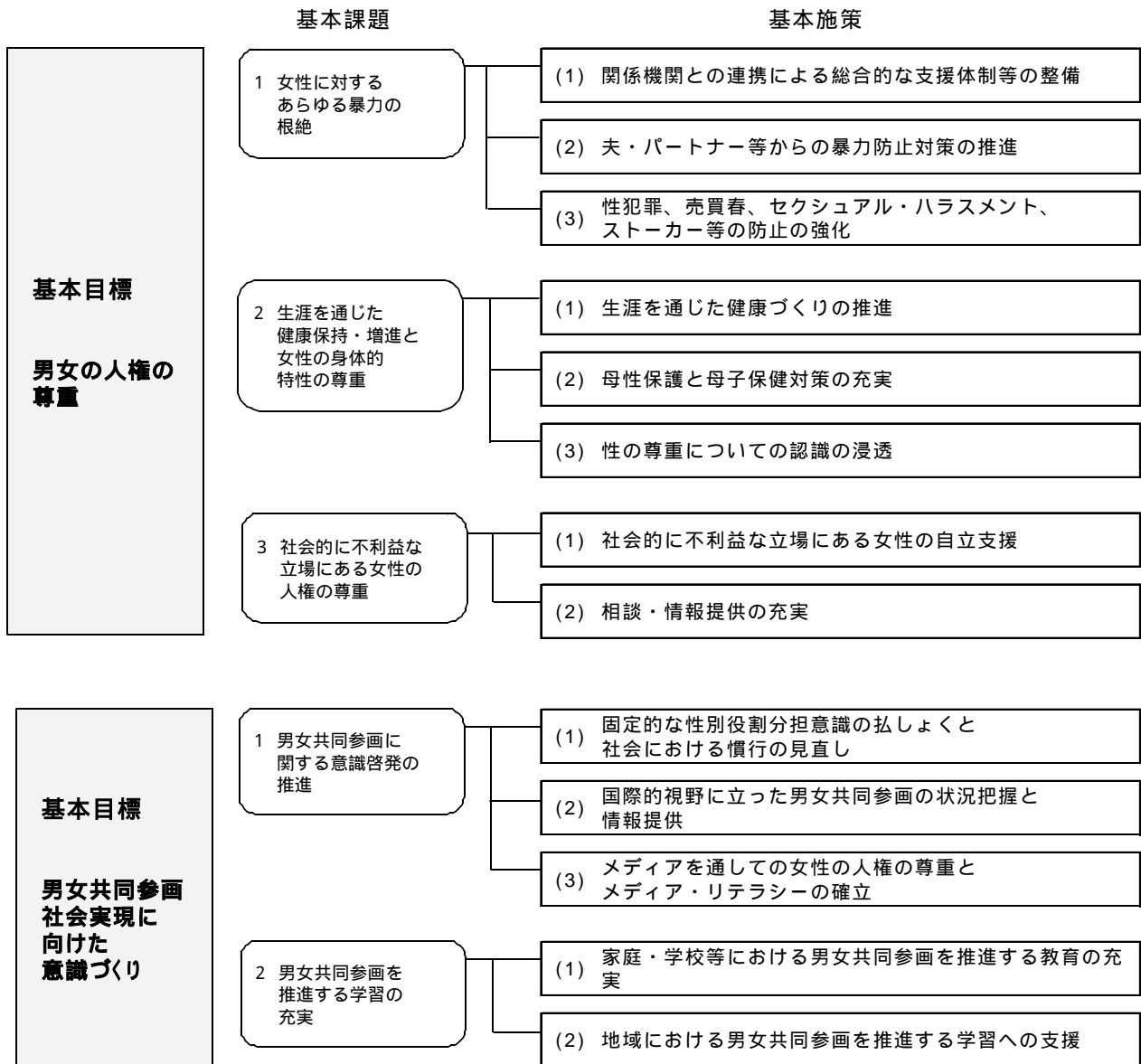
男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、その取組を勘案して推進されなければなりません。

第2章

計画の内容

1. 計画の体系





2. 基本目標と課題及び施策

基本目標 あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画

基本課題

1

政策形成・意思形成の場への女性の参画

現状と課題

あらゆる分野における政策形成・意思形成過程への女性の参画は、男女共同参画社会を実現する基盤となるものです。政策形成・意思形成の場への女性の参画は徐々に進みつつあるものの、分野によって格差があるなど、未だに十分とはいえません。

国際競争がこれまで以上に激化することが予想される中で、豊かな21世紀を切り開いていくためには、新しい発想や多様な考えを活かしていくことが今まで以上に求められています。そのためには、政策形成・意思形成過程への女性の参画の流れをさらに確実なものにしていく必要があります。

基本施策

(1) 審議会等委員への女性の登用推進（総務部、生活環境部）

県の各審議会等委員への女性の登用について、引き続き推進に努めます。市町村の審議会等委員への女性の登用が推進されるよう情報提供等の支援を行います。

具体的施策

- ・ 審議会等委員への女性の登用推進

(2) 企業・団体等における管理職への女性の登用促進（生活環境部、商工労働部）

企業・団体等において男女の共同参画による意思決定がなされるよう、関係機関と連携を図りながら、女性の能力発揮や登用についての啓発に努めます。

具体的施策

- ・ 民間企業、各種団体・組合、ボランティア・NPO*、PTA、自治会等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*の促進に向けた啓発
- ・ 男女共同参画を推進する企業・団体等の実践事例の積極的な情報提供

(3) 地方自治体・学校等における管理職への女性の登用推進

（総務部、生活環境部、教育委員会）

県の女性職員の職域拡大や管理職への登用及び、県内公立学校等の教職員の校長・教頭、事務長への女性の登用について、一層の拡大を図るための取組を推進するとともに、管理職に対して女性人材の育成・活用を進めるための研修を実施します。

市町村に対して女性の登用が進むよう情報提供等による取組への支援を行います。

具体的施策

- ・ 管理職をはじめとする職員等への意識啓発
- ・ 女性職員の計画的な人材育成・職域のさらなる拡大
- ・ 女性管理職の増加を図るため、女性の係長職への登用をさらに推進
- ・ 校長、教頭職への女性教員の登用推進
- ・ 次世代育成支援対策推進法*に基づく特定事業主行動計画*の推進による仕事と家庭の両立、男性の育児休業取得促進、男性も含めた働き方の見直し施策の実施
- ・ 女性登用に有効な情報提供等の充実
- ・ 情報提供などによる市町村の取組への支援

基本課題

2

女性の人材育成と人材情報の提供

現状と課題

あらゆる分野への女性の参画を促進するためには、女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、女性のエンパワーメント*に向けた取組の一層の充実が必要です。

そのためには、女性の潜在する能力の開発、育成に向けた人材育成講座の充実を図るとともに、活躍している女性の人材情報の収集・提供の充実が必要です。

基本施策

(1) 女性の人材育成（生活環境部）

女性が能力を発揮し、さまざまな分野への参画が可能となるよう、人材養成講座や研修等を通じて女性の人材育成を行います。

具体的施策

- ・ 女性の人材育成のための講座・セミナー等の充実
- ・ 地域おこし、まちづくりを担う女性リーダーの育成
- ・ 人権啓発に伴う身近なリーダー・指導者の養成

(2) 人材情報の収集・提供（生活環境部）

女性の人材に関する幅広い情報を収集し、積極的に情報提供を行うとともに、身近なロールモデル*の好事例を提示していきます。

具体的施策

- ・ 女性の人材に関する情報収集と提供機能の充実
- ・ 女性が参画した地域づくりの優良事例の情報提供

用語解説

NPO：Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体等の民間非営利活動団体を広く指す。利益を得ることを目的とする組織である企業とは異なり、NPOは社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のこと。

エンパワーメント：個人として、そして/あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

特定事業主行動計画：国及び地方公共団体の機関が、職員の仕事と家庭の両立等に関し、次世代育成支援対策推進法及び行動計画策定指針に基づき、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載し策定する行動計画。

ロールモデル：将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいう。

「次世代育成支援対策推進法」については、P24「用語解説 [法令・指針等編]」をご参照ください。

基本課題

1

男女共同参画の推進に向けた就業環境の整備

現状と課題

働く場は、生活の経済的基盤を支えるものとして重要なだけでなく、個性や能力を活かして自己実現を図ることができる場としても重要な役割を担うものです。したがって、男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける就業環境づくりは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要です。

女性の社会進出が進む中、男女雇用機会均等法*の改正などにより、制度的枠組みは整備されてきましたが、制度が十分活用されておらず、依然として仕事と育児・介護の両立など働く女性をめぐる環境は厳しい状況にあります。また、賃金・昇進などの実質的な男女の格差は解消に至っていません。

男女ともに個人の適性と能力に基づく雇用管理を実現するためにも、事実上生じている男女の格差解消のための積極的な取組（ポジティブ・アクション）*の一層の推進が必要です。また、職場における差別的待遇やセクシュアル・ハラスメント*など、労働に関する問題に対応した相談・情報提供の充実が求められます。

女性の働く意欲・能力が十分発揮され、いきいきと働き続けることができるよう、また、少子化対策の実効性を上げるためにも、男女とも仕事と育児・介護の両立がしやすい環境整備を引き続き推進するとともに、育児・介護休業の取得及び職場復帰しやすい環境整備等を進めていく必要があります。

さらに、企業と社会の相乗発展を図る新しい経営のあり方として、人権尊重、環境保全などに加えて、男女ともに能力を発揮しやすい環境整備や、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備等の取組が企業の社会的責任（CSR）*として重視されてきており、積極的な取組が望まれます。

基本施策

（１）企業における女性の能力発揮のための積極的な取組の促進（生活環境部、商工労働部）

男女雇用機会均等法*の普及を図り、セクシュアル・ハラスメント*の防止や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*の必要性についての啓発に努め、女性の能力が発揮できる職場環境づくりを支援します。

関係機関との連携を図りながら企業の社会的責任（CSR）*について認識を高め、取組が促進されるよう啓発していきます。

具体的施策

- ・「男女雇用機会均等法」*の周知徹底
- ・男女共同参画を進める事業所の実践事例の情報提供
- ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*の推進に向けた啓発
- ・セクシュアル・ハラスメント*に関する雇用管理上の配慮と周知徹底

(2) 男女の仕事と家庭の両立に向けた就業環境の整備 (商工労働部)

育児・介護休業制度*、勤務時間の短縮等の措置、時間外労働及び深夜業の制限の制度等の定着を促進します。

企業における次世代育成支援対策推進法*に基づく一般事業主行動計画*の策定について、関係機関と連携して促進するとともに、行動計画が着実に推進されるよう啓発します。

女性が妊娠中及び出産後も安心して働けるよう労働基準法、男女雇用機会均等法*に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について周知・啓発に努めます。

具体的施策

- ・ 育児・介護休業制度*の普及定着に向けた啓発
- ・ 短時間勤務、フレックス・タイム制*等の普及促進に向けた啓発
- ・ 時間外労働の是正、年次有給休暇の取得推進など労働時間短縮に向けた啓発
- ・ 育児・介護休業取得者への生活支援のための融資
- ・ 「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」* (妊娠・出産後の健康管理に関する規定) などの母性保護に関する法律の周知徹底

(3) 労働に関する相談・情報提供の充実 (生活環境部、商工労働部)

職場における差別的な待遇やセクシュアル・ハラスメント*などの労働に関する問題の解決を図るため、関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。

仕事と家庭を両立しながら働き続けられるよう、両立を支援するための相談・情報提供を充実します。

具体的施策

- ・ 関係機関との連携による相談体制の充実
- ・ セクシュアル・ハラスメント*等労働に関する相談体制の充実
- ・ 仕事と子育て等の両立のための相談・情報提供の充実

用語解説

一般事業主行動計画：事業主が、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、次世代育成支援対策推進法及び行動計画策定指針に基づき、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載し策定する行動計画。301人以上の労働者を雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出なければならないとされており、300人以下の労働者を雇用する事業主についても努力義務とされている。

企業の社会的責任 (CSR)：企業が社会の一員として存続するために、社会的な公平性や環境への配慮を活動のプロセスに組み込む責任。(Corporate Social Responsibilityの略語)

セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、「職場 (労働者が業務を遂行する場所) において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

フレックス・タイム制：企業の定めたコアタイム (たとえば午前11時から午後2時を含む) という条件付きで、勤務時間を自主的に決められる制度のこと。

「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法」、「男女雇用機会均等法」については、P24「用語解説 [法令・指針等編]」をご参照ください。

多様な就業形態における条件整備

現状と課題

近年、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワーク*など働き方が多様化してきています。このような多様な働き方は、それぞれのライフスタイルに応じた働き方として選択肢が増える反面、賃金や福利厚生面で、正規労働者との間で著しい格差が生じています。

労働者がある価値観やライフスタイル等に応じて、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮を促進する上で重要な課題です。

女性の新たな就業形態として注目されている起業、SOHO*、在宅ワーク*、コミュニティビジネス*等を促進するために、必要な知識、手法や事例に関する情報提供や相談、経営マネジメント等への一層の支援が求められます。

農林水産業において、女性を重要な担い手として明確に位置づけ、その貢献に見合う評価を受け、男女が対等な立場で経営や地域に参画できるよう、取組の一層の推進が必要です。

基本施策

(1) 多様な就業形態の促進と労働条件の改善（商工労働部）

短時間勤務や在宅勤務など個人のライフスタイルに応じた多様な働き方が選択できる多様就業型ワークシェアリング*の普及に努めます。

パートタイム労働者、契約社員および派遣労働者等の適切な処遇・労働条件の改善のため、関係機関と連携して法制度の周知及び情報提供に努めます。

出産、子育て等のライフステージに応じた再就職の機会が多く提供されるよう、事業主に対し雇用対策法における年齢制限是正の努力義務について周知・啓発に努めます。

具体的施策

- ・ワークシェアリング*の普及推進
- ・「労働基準法」の周知徹底
- ・「パートタイム労働法及び指針」の周知徹底
- ・「派遣元及び派遣先が講ずべき措置に関する指針」*の周知徹底
- ・「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」*の周知徹底
- ・「雇用対策法」における求人の際の年齢制限是正の努力義務について周知徹底

(2) 就業に向けた能力開発等への支援（商工労働部）

社会情勢の変化やニーズに対応した就業に関する相談、情報提供、能力開発の充実に努めます。

具体的施策

- ・再就職に向けた相談・情報提供、講習の充実
- ・企業の人材ニーズに対応した多様な職業訓練の実施
- ・職業訓練生の就職支援
- ・キャリアアップ、スキルアップ*のための技能検定機会の提供
- ・就職に必要なパソコン等の技術講習会の開催
- ・ジョブ・カフェ*を拠点とした若年層の就業相談、情報提供、セミナーの実施

(3) 起業等に対する支援や自営業者への経営情報の提供(福祉部、商工労働部)

起業、SOHO*等に必要な基礎的な知識や手法の習得に向けた研修の開催や、事業化に向けたコンサルティング、円滑な資金供給等の支援を行います。

コミュニティビジネス*を新たに始めようとする個人や団体に向けた研修や情報提供等の支援を行います。

具体的施策

- ・ 起業に関する知識・技術を習得する機会の提供
- ・ 起業家・自営業者等への情報提供と相談機能の充実
- ・ 起業家・自営業者等への資金供給のための融資
- ・ 起業家・自営業者等の交流・連携の促進
- ・ 情報通信機器を活用したSOHO*の支援
- ・ コミュニティビジネス*の育成支援

(4) 農林水産業における女性の経営参画・社会参画の促進(農林部)

女性が農林業・農山村の担い手として能力を発揮でき、その役割に応じて適正な評価が受けられるよう、環境条件の整備や啓発を進めます。

具体的施策

- ・ 農林業に携わる女性の技術習得、人材育成の促進
- ・ 家族経営協定*締結の推進による就労環境の整備
- ・ 農業における女性の経営参画の促進
- ・ 研修やコンサルティング等の実施による農業を核とした起業支援

用語解説

家族経営協定：家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人一人の役割と責任を明確にし、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合っ農農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるもの。

コミュニティビジネス：地域のニーズに対応して、地域住民が主体となり、福祉、教育、文化、環境保全などの社会需要を満たすサービス分野で、多様で柔軟なサービスを提供する地域密着型のスモールビジネスをいう。任意団体、NPO法人、個人事業、組合、法人など多様な組織の形態が含まれる。

在宅ワーク：情報通信機器を活用して請負契約に基づきサービスの提供等を行う在宅形態での就労のうち、主として他の者が代わって行うことが容易なものをいい、例えば文章入力、テープ起こし、データ入力、ホームページ作成などの作業を行うものがこれに該当する場合が多い。ただし、法人形態により行っている場合や他人を使用している場合などを除く。

ジョブ・カフェ：平成15年6月、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣より取りまとめられた「若者自立・挑戦プラン」に基づき設置された「若年者のためのワンストップセンター」の通称。地域において、若者に対して様々な就職に関するサポートを行う。

スキルアップ：技能や能力を向上させること

SOHO(ソーホー)：企業に属さない個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態。(Small office home officeの略語)

ワークシェアリング：雇用の維持・創出を図ることを目的として労働時間の短縮を行うものであり、雇用・賃金・労働時間の適切な配分を目指すもの。[多様就業型ワークシェアリング]短時間勤務や隔日労働など、多様な働き方の選択肢を拡大するために社会全体で取り組むワークシェアリング。[緊急対応型ワークシェアリング]生産量が減少し、雇用過剰感を抱える企業において、所定労働時間の短縮とそれに伴う収入の減額を行うことにより、雇用を維持するためのワークシェアリング。

「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」、「パートタイム労働法及び指針」、「派遣元及び派遣先が講ずべき措置に関する指針」については、P24「用語解説 [法令・指針等編]」をご参照ください。

基本課題

1

ともに支えあう家庭生活の構築

現状と課題

少子化が進展する中、男女が安心して子どもを生み、育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは、経済社会の持続可能な発展のためにも重要です。

「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的な性別役割分担意識*や、男性に長時間労働を強いる労働慣行が、男性の家事や育児、地域活動への参画を阻んでいます。男性については、従来の職場中心の意識・ライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルに転換するとともに、女性も地域活動や仕事などに活躍の場を広げることにより、男女とも新たな喜び・価値を再発見し、より豊かな人生が実現します。男性も子育て、子どもの教育により積極的に関わることで、家庭における子育て・教育力が向上することが期待できます。

急速な高齢化の進展の中で、65歳以上の高齢人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75歳以上の後期高齢者人口の約3分の2は女性です。高齢期において、健康で生き甲斐を持って過ごすことができるよう、家事・健康管理など生活管理を身につけるとともに、経済的自立ができるような支援が重要です。また、介護の負担は現実には女性に偏っており、社会全体で介護を担う介護保険制度の適切な運用と多様化する介護ニーズに応じた介護サービスの充実が求められています。これら高齢者の問題を解決することは、女性の問題を解決していくことにつながります。

今日増加しつつあるひとり親家庭に対しても、生活の安定のためのサポート体制を築いていくことが求められます。

基本施策

(1) 家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた生活への支援

(福祉部子ども家庭局、生活環境部、商工労働部、教育委員会)

「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的な性別役割分担意識*を解消し、男性は家庭生活や地域活動に、女性も地域活動や仕事などに積極的に参画し、生き方の選択を広げるバランスがとれた生活への支援を行います。

具体的施策

- ・固定的な性別役割分担意識*の解消に向けた啓発の推進
- ・男女共同参画県民会議を核とした、職場・地域・家庭における意識啓発の推進
- ・家族が共同して家事を担うような意識啓発と学習機会の提供
- ・男性の子育てや子どもの教育への参画促進

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てを支援する環境の整備

(福祉部子ども家庭局、商工労働部、教育委員会)

すべての親子に対する子育てを支援するため、地域における子育て支援、多様な保育サービスの充実、子育て相談体制の充実、子育て情報の提供、子育てサークル及び子育てネットワーク支援など子育て支援体制の強化に努めます。

児童虐待に対し、防止から早期発見、保護および自立支援にいたる相談支援体制の強化に努めます。

具体的施策

- ・ 保育所等における多様な保育サービスや保育内容の充実
- ・ 幼稚園における子育て支援の充実
- ・ 放課後児童クラブの設置促進
- ・ 市町村における子育て支援拠点づくりの促進
- ・ 子育てに関する相談・情報提供の充実
- ・ 子育てにかかる従事者の資質の向上
- ・ 地域で子どもを育てる活動を推進する指導者、ボランティアの養成
- ・ 子育てサークル活動促進のためのリーダー養成
- ・ 子育てサークル間のネットワークづくりのための交流会等の開催
- ・ 児童虐待防止の総合的な推進

(3) 高齢者の自立と介護を支援する環境の整備（福祉部、生活環境部、商工労働部）

高齢者が社会の一員として自立し、健康で充実した生活が営めるよう、生活や就業への支援を行うとともに、生きがいの場づくり等社会参加への支援を行います。

介護者、要介護者をはじめ県民すべてが介護に対する意識を変革するための啓発を行い、適正な介護サービスの整備を促進するとともに、情報提供や相談などの支援を充実します。

高齢者が要介護にならないように予防することや、心身の機能が低下しても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう必要な支援を行います。特に、高齢者虐待の防止や認知症*高齢者に対するネットワークを形成し、高齢者の尊厳を支えるケアの確立に努めます。

具体的施策

- ・ 高齢者の就労環境整備
- ・ 高齢者の自主的活動のきっかけづくりや情報提供
- ・ 高齢者の持つ知識や経験の有効活用
- ・ 高齢者の再就職支援
- ・ シニア世代の創業・起業支援
- ・ 女性に偏った介護役割意識の解消と男性の介護への参画促進
- ・ 介護保険サービス提供事業者への支援
- ・ 介護保険サービスを担う人材の育成
- ・ 在宅福祉サービス・施設サービスの充実
- ・ 介護サービス利用者に分かりやすい情報提供と相談体制の充実
- ・ 高齢者虐待の防止及び認知症*高齢者に対するネットワークの形成

(4) ひとり親家庭への自立支援策の推進（福祉部子ども家庭局、商工労働部）

ひとり親家庭の自立を促進するため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援などの総合的な支援策を推進します。

具体的施策

- ・ 母子・父子家庭への保育サービスや家事援助などの生活支援の実施
- ・ 母子家庭の母への就業相談や就業支援講習会等の就業支援の充実
- ・ 母子家庭の母への教育訓練給付金や福祉資金の貸付等の経済支援の実施

用語解説

固定的な性別役割分担：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。

認知症：成人に起こる認知（知能）障害。記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態をいう。「痴呆」に替わる行政用語として、平成16年12月以降使用されているが、平成17年6月29日に「介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、法律用語としても改正されている。

女性のチャレンジ支援

現状と課題

厳しい経済状況と固定的な性別役割分担意識とがあいまって、女性は就業継続を希望しても妊娠や出産で退職を余儀なくされている状況がみられます。

安心して子どもを生み、育てることができるためには、誰にも公平な機会が与えられ、いつからでも再挑戦できる環境づくりが課題です。

継続就業を希望する女性が働き続けられる就業環境の整備と併せて、出産・育児のために退職したが、仕事や地域活動を希望する女性が多いことから、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジしたいときに、チャレンジできるようさまざまな分野でのチャレンジ支援*が必要です。

基本施策

(1) チャレンジ支援のためのネットワークの推進(生活環境部)

チャレンジしたい女性のニーズに応じて、必要な支援情報を総合的、体系的に提供し、実際の社会的活動までにつながるような支援をワンストップ・サービス*で行うための支援拠点施設としての県女性センターの機能を充実します。

総合的、体系的なチャレンジ支援*を継続的に行うために、関係機関の相互連携としてのチャレンジ支援ネットワーク体系を構築します。

女性が希望をもってチャレンジできるよう身近なロールモデル*を積極的に提示していきます。

具体的施策

- ・インターネット等によるチャレンジ支援情報提供の充実
- ・チャレンジ支援ネットワーク体制の整備
- ・身近なロールモデルの積極的な情報提供

(2) 再チャレンジへの支援(生活環境部)

結婚・出産・育児等のために退職した女性が、就職や地域活動等に再チャレンジできるよう、相談窓口や能力開発のためのセミナー、技術講習等の充実に努めます。

具体的施策

- ・チャレンジ支援講座の充実
- ・女性の再就職・地域活動等に向けた相談・情報提供の充実
- ・チャレンジ支援関係機関との連携による活動支援



働きたい女性、社会貢献したい女性、いろいろな分野でチャレンジしたい女性を応援します！

奈良県女性センター
「チャレンジサイトなら」

<http://www.pref.nara.jp/joseic/challenge/>

基本課題

3

地域における男女共同参画の推進

現状と課題

少子・高齢化、世帯規模の縮小の進展による高齢世帯、単身世帯の増加等により、地域、コミュニティの住民による相互扶助の役割が重視されています。

男女ともに、ボランティア・NPO*活動や地域づくり活動など、様々な分野での地域活動を行い、真の豊かさを感じられる社会にしていくことが重要です。

特に、新しい経済社会システムの担い手として注目されているボランティア・NPO*の活動の場が広がることで男女の能力発揮や経済の活性化につながります。

男性の職場中心の意識・ライフスタイルを見直し、生涯を通じて、男女がともに積極的に地域に参入していけるようにするためにも、地域活動に身近に参画できる条件整備を促進することが必要です。

基本施策

(1) ボランティア・NPO活動の推進(生活環境部)

ボランティア・NPO*活動の活性化・裾野拡大のための情報提供や普及活動等を展開するとともに、行政とボランティア・NPO*との協働を推進します。

具体的施策

- ・ボランティア・NPO*活動等の参加促進のための情報収集と県民への情報提供
- ・ボランティア・NPO*と行政の協働の推進

(2) 男女で支えあう地域づくり活動の推進(企画部、生活環境部)

地域において男女共同参画を積極的に推進する人材を育成します。

地域づくり活動に県民が幅広く参加、交流ができるように地域づくり関連情報の提供、地域づくりの人材養成塾等を行うことにより、地域づくり活動を推進していきます。

具体的施策

- ・男女共同参画を推進する人材の育成
- ・男性の地域活動参加への意識啓発の推進
- ・地域づくり活動への参加促進のための情報収集・提供
- ・地域づくりの人材養成塾等の開催

用語解説

NPO：P8の用語解説を参照ください。

女性のチャレンジ支援：平成14年1月、国の男女共同参画会議において、内閣総理大臣が様々な分野における女性のチャレンジ支援策について検討するよう指示。これを受けて同会議で調査審議を行い、平成15年4月に内閣総理大臣及び関係各大臣に対する意見(「女性のチャレンジ支援策について」)を決定。この意見は、雇用、起業、NPO、農業、研究、各種団体、地域、行政、国際などの様々な分野において、意欲と能力のある女性が活躍できるよう、各分野ごとの支援策をまとめるとともに、政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、起業家、研究者・技術者など従来女性の少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育てや介護などでいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の3つに分け、これらへの総合的支援の重要性や、仕事と子育ての両立支援を充実していくことの意義を述べている。また、特に重点的な取組として、「積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進」、「身近なチャレンジモデルの提示」、「チャレンジ支援のためのネットワーク環境の整備」の3つの方策が示されている。

ロールモデル：将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいう。

ワンストップ・サービス：各種行政サービスを身近な窓口やパソコンで、1か所あるいは1回の手続で提供することをいうが、ここでは、1ヶ所ですべてのチャレンジ支援に関する情報を提供することをいう。

基本課題

1

女性に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

夫・パートナー等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント*、性犯罪などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要な課題です。女性に対する暴力は、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係など男女がおかれている状況等に根ざした構造的課題として対処すべきです。

夫・パートナー等からの暴力など家庭における暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、子どもの健全な心身の成長や自立に大きな影響を与えます。児童虐待の防止等に関する法律*が改正（平成16年10月施行）され、児童の面前での配偶者からの暴力*等が児童虐待に含まれたことも踏まえ、女性に対する暴力の根絶に向けて、取組の一層の推進を図るとともに、地域の被害者支援体制の充実を図る必要があります。

また、児童買春、児童ポルノを含む子ども（特に女兒）に対する性犯罪や人権侵害が多発しており、有害図書等による年齢に不相应な過度の性的刺激も氾濫しています。これらは発達過程にある児童の心身に有害な影響を与えるため、子どもの健全な育成に向けた取組を推進する必要があります。

基本施策

（１）関係機関との連携による総合的な支援体制等の整備 （福祉部こども家庭局、生活環境部、警察本部）

女性に対する暴力が女性の人権を侵害するものであることへの理解を深め、その根絶に向けた総合的な支援体制を、各関係機関との連携により整備します。

具体的施策

- ・女性に対する暴力根絶のための意識啓発
- ・相談しやすい体制の整備
- ・被害者の人権に配慮した職務関係者等への研修の充実
- ・関係機関の連携

（２）夫・パートナー等からの暴力防止対策の推進（福祉部こども家庭局、生活環境部、警察本部）

夫・パートナー等からの暴力の防止とともに被害者の保護および自立支援等、各関係機関との連携により総合的な支援策を進めます。

具体的施策

- ・被害者のさらなる被害（二次的被害）の防止等、被害者の人権に配慮した相談体制の充実
- ・被害者とその子どもの自立支援

(3) 性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等の防止の強化 (福祉部こども家庭局、生活環境部、商工労働部、警察本部)

女性の人権を著しく侵害する性暴力・性犯罪・売買春の根絶に向けた取組を強化するとともに、被害者の支援を行います。

児童買春、児童ポルノの根絶に向けた取締りを強化するとともに、被害児童や保護者に対する相談等の立ち直り支援体制を充実させます。

青少年に有害な図書類の指定、青少年への販売等の制限などを定めた県青少年健全育成条例の適切な運用を行います。

職場・学校・地域社会等におけるセクシュアル・ハラスメント*の防止に向けた啓発に努めるとともに、相談体制の充実に努めます。

具体的施策

- ・性犯罪への厳正な対処
- ・相談しやすい体制の整備
- ・民間被害者援助団体との連携による被害者支援
- ・ストーカー行為*等への対策の推進
- ・安全・安心なまちづくりの推進
- ・「児童買春・児童ポルノ法」*、「出会い系サイト規制法」*等に基づく対策の推進
- ・「奈良県青少年健全育成条例」*に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導
- ・「子どもを犯罪の被害から守る条例」*に基づく対策の推進

用語解説

ストーカー行為：特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、同一の者に対し、つきまとい等を反復して行う行為。

セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

配偶者からの暴力：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年12月施行）において、「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義。また、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナー等からの暴力」という用語について使用している。

「子どもを犯罪の被害から守る条例」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「児童買春・児童ポルノ法」、「出会い系サイト規制法」、「奈良県青少年健全育成条例」については、P24「用語解説 [法令・指針等編]」をご参照ください。

生涯を通じた健康保持・増進と女性の身体的特性の尊重

現状と課題

男女がそれぞれの身体の違いを十分理解し合い、思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の実現の前提となります。

特に女性は妊娠や出産をする可能性があり、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進が必要です。

また、男女とも平均寿命は年々延伸しているものの男性は女性に比べて短く、近年中高年で増加している自殺が男性の平均寿命を減少させる要因のひとつとなっていることから、男性に対して精神保健、生活習慣病予防対策を充実する必要があります。

薬物乱用は、本人の身体および精神の健康を蝕むだけでなく、家庭崩壊や犯罪の原因になるなど、安全な社会の基盤を揺るがしかねない行為であるため、薬物の危険性・有害性に関する広報啓発など防止対策の徹底が必要です。また、喫煙や過度の飲酒も健康を損なうこととなりやすく、特に女性は、生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、健康被害に関する情報提供が必要です。

人工妊娠中絶やHIV/エイズ^{*}、性感染症の低年齢化が進む中で、発達に応じた性教育の充実により、性に関する科学的な知識を習得させるとともに、性に関するモラルや倫理観を育成するためのさまざまな啓発・働きかけが必要です。

基本施策

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進（福祉部健康安全局）

思春期、更年期などに重点をおきつつ女性の生涯を通じた健康の保持増進や、男女が生涯を通じて心身ともに適切な健康づくりができるための事業を推進します。

具体的施策

- ・思春期における保健対策の推進
- ・更年期における保健対策の推進
- ・女性専門の保健医療の充実
- ・心の健康づくりの推進
- ・薬物乱用防止対策の推進
- ・健やか生活習慣の推進

(2) 母性保護と母子保健対策の充実（福祉部健康安全局）

妊娠、出産の安全性を確保するため、総合的な周産期医療^{*}体制の充実を推進し、母性の尊重と保護、乳幼児の健康の保持増進を推進します。

不妊に悩む方への支援に努めます。

具体的施策

- ・妊娠、出産期における女性の健康支援
- ・喫煙、飲酒等による身体への影響に関する情報提供
- ・不妊に関する相談、情報提供の充実
- ・不妊治療に対する助成

(3) 性の尊重についての認識の浸透（福祉部健康安全局、教育委員会）

発達段階に応じて、性に関する科学的知識を習得させ、生命や互いの性を尊重する心や自尊感情を育てるとともに、よりよい生き方につながる性教育を推進します。なお、学校における性教育については、学習指導要領にのっとり、保護者等の理解も得ながら適切に推進します。

性と生殖に関する健康の重要性について、学習機会や啓発等を充実します。

HIV/エイズ^{*}、性感染症に対する正しい知識を持つための教育を推進します。

具体的施策

- ・人権尊重の立場に立った性教育の充実
- ・HIV/エイズ^{*}、性感染症対策の推進
- ・性教育実践調査研究の推進

基本課題 3

社会的に不利益な立場にある女性の人権の尊重

現状と課題

職場、家庭、地域では、伝統的な性別役割分担意識から、いまだに女性が差別を受けたり、不利益を被ることが少なくありません。加えて、同和問題、障害の有無、国籍など、自身のせいでもなく困った状況に追い込まれた女性は複合的な差別を受ける場合が多くあります。このような社会的に不利な立場に置かれ、経済的自立等を阻まれている女性に対しては、職場における差別的な取扱いをなくすための啓発・指導を進めるとともに、相談・情報提供、職業能力の開発、技能習得など、機会の拡充を通じた就業の促進が必要です。

また、今日、増加しつつあるひとり親家庭に対しても、生活の安定のためのサポート体制を築いていくことが求められます。

基本施策

(1) 社会的に不利益な立場にある女性の自立支援

(福祉部、福祉部こども家庭局、福祉部健康安全局、商工労働部、教育委員会)

社会的に不利益な立場にある女性に対し、生活における自立支援を行うとともに、雇用の機会均等の確保など就職差別の撤廃に向けて、事業主に対してセミナー等による啓発や企業における人権研修の支援に努めます。

増え続けるひとり親家庭の急増など諸状況の変化に対応し、母子家庭の母等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援などの総合的な支援対策を推進します。

具体的施策

- ・就職差別、職場での差別撤廃に向けた事業主への啓発
- ・職業能力の開発・技術習得の機会の拡充
- ・障害者に対する在宅福祉サービスの充実と社会参加の促進
- ・障害者の職場適応訓練等による就業支援
- ・外国人のための日本語学習への支援
- ・母子家庭の母等への保育サービスや家事援助などの生活支援の実施
- ・母子家庭の母への就業支援講習会等による就業支援の充実
- ・母子家庭の母への教育訓練給付金や福祉資金の貸付等の経済支援の実施

(2) 相談・情報提供の充実

(企画部観光交流局、福祉部、福祉部こども家庭局、生活環境部、商工労働部)

さまざまな不利益を被っている女性の相談に、的確に対応できるよう、関係機関との連携による相談・情報提供を充実します。

具体的施策

- ・関係機関との連携による相談体制の充実
- ・職業相談・情報提供の充実
- ・企業内における人権教育の推進(相談・指導)及び関係機関との連携強化
- ・点字・音声などによる情報提供の充実
- ・外国語による生活情報の提供

用語解説

HIV/エイズ：HIV（ヒト免疫不全ウイルス、Human Immunodeficiency Virus）感染者は、HIVの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ（後天性免疫不全症候群）の特徴的な肺炎や腫瘍などの感染症を発症していない状態をいう。エイズは、HIVに感染し、生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起こしやすくなる病気。

周産期医療：周産期とは、妊娠満22週から生後満7日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性がある。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。

基本課題

1

男女共同参画に関する意識啓発の推進

現状と課題

男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識です。このような意識は時代と共に変わりつつありますが未だに根強く残るとともに、このような固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行も残存しています。

男女ともにあらゆる分野において、個性と能力を発揮し活躍できるよう、引き続き男女共同参画の必要性について県民の理解と意識啓発を進めていく必要があります。

さらに、高度情報通信化が進展する中で、一部のメディアにおいて性別に基づく固定観念にとらわれた表現などに加えて、女性の性的側面のみを強調した表現や、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられます。メディアにおける表現の自由は尊重されるべきですが、性の商品化^{*}や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、女性の人権に配慮した表現についてのメディアの自主的な取組を促進していく必要があります。

また、わが国における男女共同参画への取組は、国際社会におけるさまざまな取組と連動する形で進められてきました。今後も、これまでのわが国の国際的な取組の成果を踏まえ、社会的不利益を被りやすい立場の人々を含めたすべての人の人権が真に尊重される自由で平等な社会を目指し、国際的な視点に立った男女共同参画の推進に向けた積極的な広報、情報提供の充実が必要です。

基本施策

(1) 固定的な性別役割分担意識の払しょく^{*}と社会における慣行の見直し(生活環境部)

職場・学校・地域・家庭などあらゆる分野における固定的な性別役割分担意識^{*}の払しょくに向けた広報・啓発活動を推進します。

男女共同参画の視点に立った社会における制度や慣行の見直しに努めます。

男女共同参画に関する条約・法令・条例等の理念の浸透に努めます。

具体的施策

- ・事業者・民間団体・県民と連携した広報・啓発活動
- ・職場・家庭・地域における慣行(社会通念、習慣、しきたり)の見直しに向けた啓発
- ・男女共同参画の視点からの施策や事業の見直し
- ・女性センターを拠点とした学習機会の充実と情報提供
- ・男性に向けた広報・啓発の充実
- ・行政職員に対する意識啓発
- ・各種メディアの幅広い活用による県民にわかりやすい広報・啓発活動
- ・男女共同参画の理念、「社会的性別」(ジェンダー)の視点^{*}の定義についてのわかりやすい広報・啓発活動
- ・人権に関する啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用
- ・国・市町村・団体等との連携による人権啓発活動の充実

(2) 国際的視野に立った男女共同参画の状況把握と情報提供 (生活環境部)

国、他都道府県の取組、大学・研究機関等による調査研究、国際的な動向について情報収集を行い、施策に反映させるとともに情報提供を行います。

県内における男女共同参画の状況と関連施策の推進状況等について、市町村と連携をとりながら把握し、わかりやすく公表します。

具体的施策

- ・男女共同参画関連施策の推進状況の公表
- ・女性センターを拠点とした情報収集・提供の充実
- ・男女共同参画に関する統計情報の収集及び、わかりやすい情報提供

(3) メディアを通しての女性の人権の尊重とメディア・リテラシーの確立 (生活環境部)

行政刊行物について男女共同参画の観点から適切な表現を行うよう配慮するとともに、メディアが自主的に女性の人権を尊重した取組を行うよう啓発します。

情報の受け手である県民に対して、情報を主体的に読み解き、自己発信する能力 (メディア・リテラシー*) の向上のための支援を行います。

具体的施策

- ・行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進
- ・メディアにおける女性の人権の尊重に向けた自主的な取組の促進
- ・インターネットによる人権啓発活動の推進
- ・メディア・リテラシー* の学習機会の提供

用語解説

固定的な性別役割分担：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。

「社会的性別」(ジェンダー)の視点：人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行うものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

性の商品化：女性の性を物=商品として扱う傾向のこと。買春、ポルノ、セックスアピールを利用した広告等、幅広い意味で用いられる。

メディア・リテラシー：メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいう。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくない現状にある。メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民のメディア・リテラシーの向上を図ることが必要である。

基本課題

2

男女共同参画を推進する学習の充実

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、県民一人一人が男女共同参画についての意識や自立の意識を持つことが大切です。このような意識を育むためには、学校、家庭、地域における学習や研修機会の充実に努めることは極めて重要です。

また、再就職・起業等の動きも増えている中で、一人一人が生涯を通じて社会の変化に柔軟に対応できる自己の能力開発の機会を拡充するため、生涯学習の一層の充実が必要です。

基本施策

(1) 家庭・学校等における男女共同参画を推進する教育の充実

(総務部、福祉部こども家庭局、生活環境部、教育委員会)

乳幼児期から発達段階に応じて、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会環境やそれぞれのライフステージに柔軟に対応し、一人一人が主体的に自分の生き方を考え、選択し、社会で生きていく力を育てる教育を推進します。

子どもたちが社会人・職業人として自立していくことができるよう、一人一人に望ましい勤労観、職業観を育てるキャリア教育*を推進します。

教職員等に対し、男女共同参画に関する研修等を行い、正確な理解の浸透を図るとともに、啓発を進めます。

具体的施策

- ・保育所等における男女共同参画に関する取組の促進
- ・幼稚園・学校等における男女共同参画の意識を育てる教育内容の充実
- ・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
- ・家庭教育を支援できる人材の派遣
- ・家庭教育に関する情報提供や相談体制の充実強化
- ・勤労観、職業観を育成し、男女共同参画の意識を育てる教育内容の充実
- ・教職員、管理職への男女共同参画に関する研修の充実

(2) 地域における男女共同参画を推進する学習への支援(生活環境部、教育委員会)

男女が自立の意識を育み、生涯を通じ生き方の変化に応じて様々な分野に活躍することを可能にするための学習機会を充実します。

女性の自立・エンパワーメント*に向けた学習活動への支援を充実します。

具体的施策

- ・女性センター・社会教育センター等におけるライフステージに応じた講座開催
- ・生涯学習情報提供の充実
- ・人権に関する学習機会の提供の充実
- ・人権教育学習教材の提供
- ・県内女性グループの活動・交流促進

用語解説

エンパワーメント：個人として、そして/あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。

キャリア教育：キャリアを、個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係付けや価値付けの累積としてとらえ、児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。

P7 基本目標 ・ 基本課題 1

次世代育成支援対策推進法：次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置について定めた法律。平成15年6月に公布、平成17年4月に全面施行。

P9 基本目標 ・ 基本課題 1

育児・介護休業法：職業生活と家庭生活との両立を図るため、労働者が育児休業や介護休業、時間外労働及び深夜業の制限の制度を取得できることを労働者の権利として規定するとともに、勤務時間の短縮等の措置を講ずることを事業主に義務づける法律。平成4年施行。（正式名称：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）平成17年4月より改正法が施行され、育児・介護休業対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇の創設等が盛り込まれた。

次世代育成支援対策推進法：（上記参照）

男女雇用機会均等法：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。昭和60年公布。平成11年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止された。また、企業名公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置が強化された。（正式名称：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

P11 基本目標 ・ 基本課題 2

在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン：在宅ワークを安心して行うことができるようにするとともに、紛争が起こることを未然に防止するため、在宅ワークの仕事を受注する者が在宅ワーカーと契約を締結する際に守るべき最低限のルールとして平成12年に策定されたガイドライン。

パートタイム労働法及び指針：【パートタイム労働法】パートタイム労働者の適正な労働条件の確保および教育訓練の実施、福利厚生充実その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置などを講ずることによって、パートタイム労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、その福祉を増進するための法律。平成5年施行。（正式名称：短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）【パートタイム労働指針】パートタイム労働者の適正な労働条件の確保やその他の雇用管理の改善に関して、事業主が講ずるべき措置について定めた指針。（正式名称：事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針）

派遣元及び派遣先が講ずべき措置に関する指針：労働者派遣法の規定により、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めた指針。（正式名称：派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針、派遣先が講ずべき措置に関する指針）

P17 基本目標 ・ 基本課題 1

子どもを犯罪の被害から守る条例：子ども（13歳未満の者）の生命又は身体に危害を及ぼす犯罪を未然に防止し、子どもの安全を確保するため、県、県民及び事業者の責務、必要な施策、子どもに対する犯罪を助長する行為の規制等について定めた条例。平成17年7月施行。

児童虐待の防止等に関する法律：児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進するための法律。平成12年施行。平成16年10月に改正法が施行され、虐待と疑われる場合も関係機関に通告すべきこと、また子どもの前で配偶者に対する暴力が行われた場合も虐待と見なすこと、児童相談所は必要に応じ適切に警察の援助を求めることなどが新たに盛り込まれた。

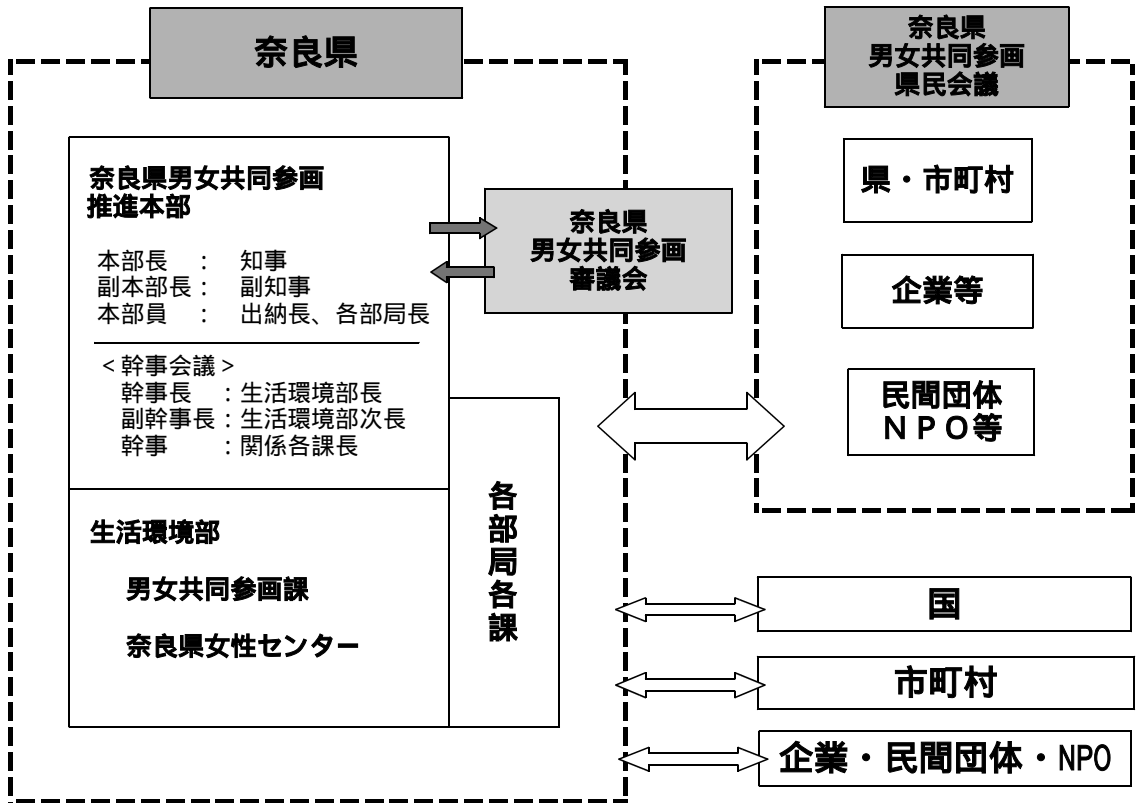
児童買春・児童ポルノ法：児童買春、児童ポルノに係る行為を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護するための法律。平成11年施行。（正式名称：児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律）平成16年7月に改正法が施行され、インターネットの普及による児童買春、児童ポルノ犯罪の悪質化、児童の権利保護についての国際的関心の高まりなどを背景として、児童買春に関する犯罪の法定刑の引き上げ、児童ポルノの提供等を新たに処罰する規定が設けられた。

出会い系サイト規制法：インターネット異性紹介事業（いわゆる「出会い系サイト」）を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めることにより、児童買春その他の犯罪から児童を保護し、児童の健全な育成に資するための法律。平成15年9月施行。（正式名称：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）

奈良県青少年健全育成条例：青少年の健全な育成に関する理念を明らかにし、県の施策の大綱を定めその推進を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害し、又は非行を誘発するおそれのある行為を規制し、青少年の健全な育成を図ることを目的とした条例。（正式名称：奈良県青少年の健全育成に関する条例）

1. 推進体制

推進体制図



男女共同参画の施策を整合性をもって、総合的かつ計画的に推進するためには、その基盤となる推進体制をより一層充実・強化することが重要です。

(1) 県の推進体制の充実等

奈良県男女共同参画推進本部の機能発揮

- ・ 庁内における男女共同参画の推進組織である「奈良県男女共同参画推進本部」を中心に、関係部局が連携を図りながら、本計画の着実な推進に努めます。
- ・ 関係課で構成する庁内ワーキンググループを活用し、施策の進行管理に努めます。

奈良県男女共同参画審議会の機能発揮

- ・ 条例に基づき設置した「奈良県男女共同参画審議会」が、知事の重要な附属機関として男女共同参画の推進のため、その機能を最大限発揮するよう努めます。
- ・ 男女共同参画の推進に関する重要事項を審議するに当たり、県民の幅広い意見が反映されるように努めます。

奈良県女性センターによる男女共同参画の推進

- ・ 女性のエンパワーメントを推進し、男女共同参画の取組を総合的に進めるための活動拠点として、講座・研修会の開催、情報収集・提供、相談、自主活動・交流支援、調査・研究の各事業を実施することにより、県民及び市町村の取組を支援します。

- ・女性のチャレンジを推進するチャレンジ支援ネットワークの拠点施設として、関係機関との一層の連携を図り、チャレンジしたい女性のニーズに応じて、必要な支援情報や相談をワンストップ・サービスで行えるよう機能を充実します。
- ・仕事と子育て等を両立できるよう、働く女性を支援するための相談・情報提供の機能を充実します。

(2) 県民・事業者・民間団体・NPO等との連携・協働

奈良県男女共同参画県民会議の機能充実

- ・職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、男女共同参画の浸透を図るため、県民、事業者、関係団体、行政等により構成する組織である「奈良県男女共同参画県民会議」において、それぞれの団体の自主的な取組を支援するとともに、相互連携を図ります。
- ・男女ともに家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた生活ができるよう、男女共同参画県民会議を通じて啓発を行います。

(3) 市町村への支援と連携・協働

- ・住民に最も身近な自治体である市町村において男女共同参画が着実に推進されるよう、情報提供、研修機会の提供の充実に努めます。
- ・奈良県男女共同参画県民会議や男女共同参画週間イベント等の事業を通じて、広報・啓発等について一層の連携強化を図ります。

(4) 苦情・相談処理体制の充実

- ・男女共同参画を推進するための県施策や、性別による人権侵害に関して、県民などから苦情、意見及び相談があった場合、関係機関との連携により、適切かつ迅速な処理に努めます。

2. 進捗管理等

計画を円滑に推進していくために、「奈良県男女共同参画推進本部」において計画に関連する施策及び目標の進捗状況を把握し、「奈良県男女共同参画審議会」に意見を求め進捗管理を行います。

また、計画の推進状況は、奈良県男女共同参画推進条例の定めにより、毎年1回公表します。

2. 計画がめざす目標

計画がめざす目標 (10年)

目標	現況値	年度・時点	目標値(H27年度)
管理的職業従事者に占める女性の割合	8.8%	H14	12%
県職員の管理職に占める女性の割合 (課長補佐級以上) (医療関係職員、教員、警察職員をのぞく)	5.4%	H17.4.1	8%
女性の就業率 (35～49歳)	52.9%	H12	60%
年齢不問による求人を行う企業の割合	22%	H16	増加
男性の家事関連従事時間(平均1日あたり)	33分	H13	50分

計画がめざす目標 (5年)

基本目標	目標	現況値	年度・時点	目標値(H22年度)
基本目標	県審議会等における女性の登用率	30.9%	H17.12.31	女性委員登用率 30%以上を維持
	市町村審議会等における女性の登用率	22.6%	H17.3.31	30%に近づける
	県職員の女性係長職の人数 (医療関係職員、教員、警察職員をのぞく)	61名	H17.4.1	女性係長職の増加
	県男性職員の育児休業取得率 (警察本部をのぞく)	1.1%	H16	30% (H21)
	校長・教頭職への女性職員の占める割合	9.8%	H17.4.1	継続的に増加
基本目標	育児休業制度を規定する企業の割合	72.6%	H17	80%
	介護休業制度を規定する企業の割合	65.1%	H17	70%
	働く女性の相談窓口における相談件数	-	(新規事業)	500件
	多様就業型ワークシェアリング導入企業の割合	4.9%	H17	8%
	弾力的労働時間制度を採用する企業の割合	42.6%	H15	50%
	女性の技能検定合格者数	681人	H17	1,400人
	SOHO事業者支援コーナーの登録事業者数	63件	H18.3.3	継続的に増加
	しごとiセンター相談件数	20,263件	H16	100,000件 (H18～22)
	家族経営協定締結数	109件	H16	140件
基本目標	年次有給休暇取得日数	7.2日	H15	増加
	企業における女性の育児休業取得率	66.9%	H17	80%
	放課後児童クラブ数	174箇所	H17	187箇所 (H21)
	休日保育事業実施箇所数	4箇所	H17	18箇所 (H21)
	一時保育事業実施箇所数	45箇所	H17	60箇所 (H21)
	地域子育て支援センター設置箇所数	25箇所 (24市町村)	H17	33箇所 (H21)
	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	4市	H17	13市町村 (H21)

基本目標	目標	現況値	年度・時点	目標値(H22年度)
基本目標	ヘルパー養成数	30,807人	H3～16計	46,000人 (H3～22計)
	女性のチャレンジ支援関連講座受講者数	239人	H17	1,200人 (H18～22計)
	女性センター「チャレンジサイトなら」アクセス数	5,503件	H17.4～ H18.2月	30,000件 (H18～22計)
	奈良ボランティアネットアクセス件数	72,312件	H16	100,000件
	男女共同参画リーダー養成講座受講生のいる市町村の全市町村に占める割合	56.4%	H17	100% (H21)
基本目標	DV防止サポーター育成講座受講者数	56人	H17	350人 (H18～22計)
	幼稚園・小学校における防犯訓練・防犯教室の実施率	78.6%	H17	100%
	学校における非行防止教室等の実施率	74.2%	H17	80%
	基本健康診査受診率	50.1%	H16	50%を維持しつつ 計画的に増加
	エイズ等感染症に関する学習を実施している学校の割合 (教科の保健学習を除く)	19%	H16	30%
	外国人相談件数	1,387件	H16	1,600件
	母子家庭等就業・自立支援センター相談件数	1,209人	H16	増加
	雇用指導員による企業への巡回指導訪問件数	696企業	H16	訪問数の増加
	人権相談ネットワークに参画する実施機関の数	88機関	H17	100機関
基本目標	県民会議における企業・団体の男女共同参画推進取組事業数	79	H16	100
	子育て企業フォーラム、市町村の家庭教育学級、教職員研修への家庭教育を支援できる人材の派遣回数	86回	H16	計画的に 増加させる
	教職員における男女共同参画に関する研修の受講者数	962人	H13～16合 計	計画的に 増加させる
	若者の自立を図るキャリア教育の推進 (職場体験、インターンシップ等体験実施校の割合)	小 - % 中 89.7% 高 90.7%	H17	100%
その他	男女共同参画計画策定市町村の割合	30.8%	H17	40%

データでみる奈良県の男女共同参画

基本目標	あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画	31
基本目標	男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり	32
基本目標	男女がともに支えあうライフスタイルの実現	33
基本目標	男女の人権の尊重	35
基本目標	男女共同参画社会実現に向けた意識づくり	36
(参考)	日本の男女共同参画の現状	37

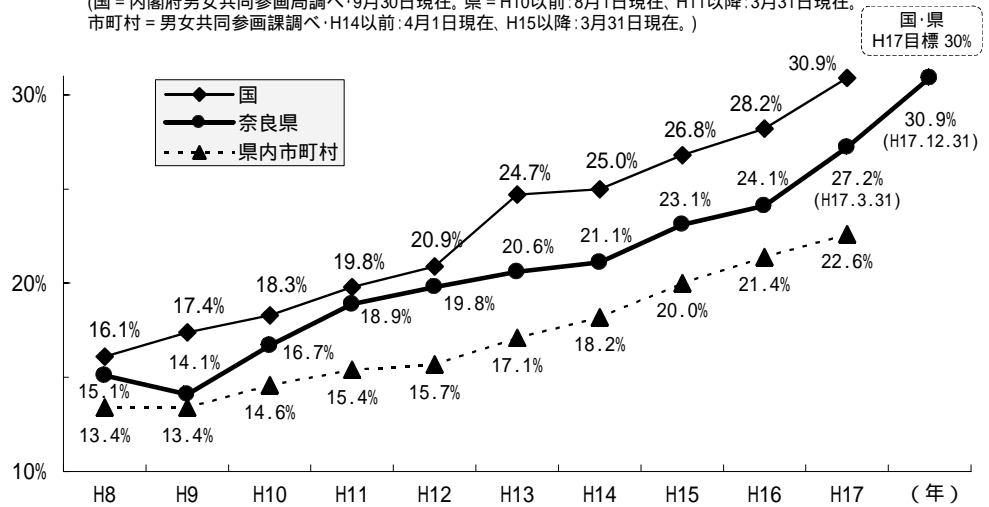
基本目標 あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画

県では、審議会委員の女性登用率の目標を30%(H17)とし推進に努めてきた。平成17年12月末時点で30.9%となり、目標を達成した。県、市町村とも女性委員の割合は年々増加している。

図表1

審議会等委員における女性委員の割合の推移

(国 = 内閣府男女共同参画局調べ・9月30日現在、県 = H10以前:8月1日現在、H11以降:3月31日現在、市町村 = 男女共同参画課調べ・H14以前:4月1日現在、H15以降:3月31日現在。)

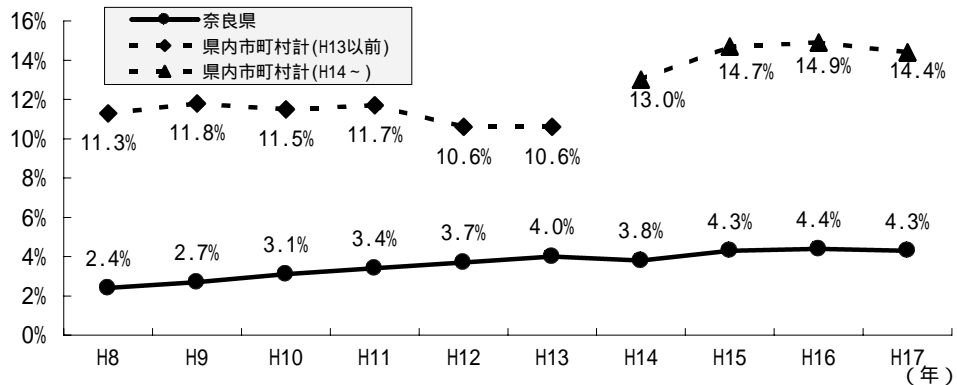


平成17年4月1日現在、県で4.3%、市町村で14.4%となっている。ともに増加傾向にあるが、依然低位である。

図表2

県・市町村職員における女性管理職割合の推移

(市町村 = 13年度以前一般行政職のみ(総務省調査)、14年度以降は教職員除く・男女共同参画課調べ 各年4月1日現在、県 = 教職員、医療関係職及び派遣・出向を除く・男女共同参画課調べ 各年4月1日現在) [管理職 = 課長補佐相当職以上]

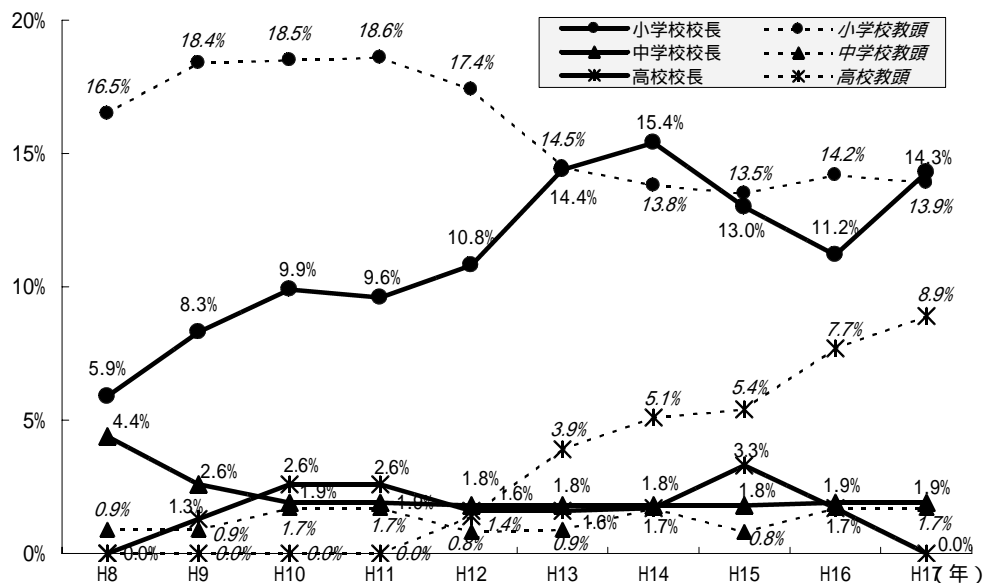


女性の校長・教頭は、小学校では1割以上であるが、中学、高校では低位で推移している。高校教頭の女性の割合は近年上昇している。

図表3

学校管理職(学校長、教頭)における女性割合の推移(奈良県)

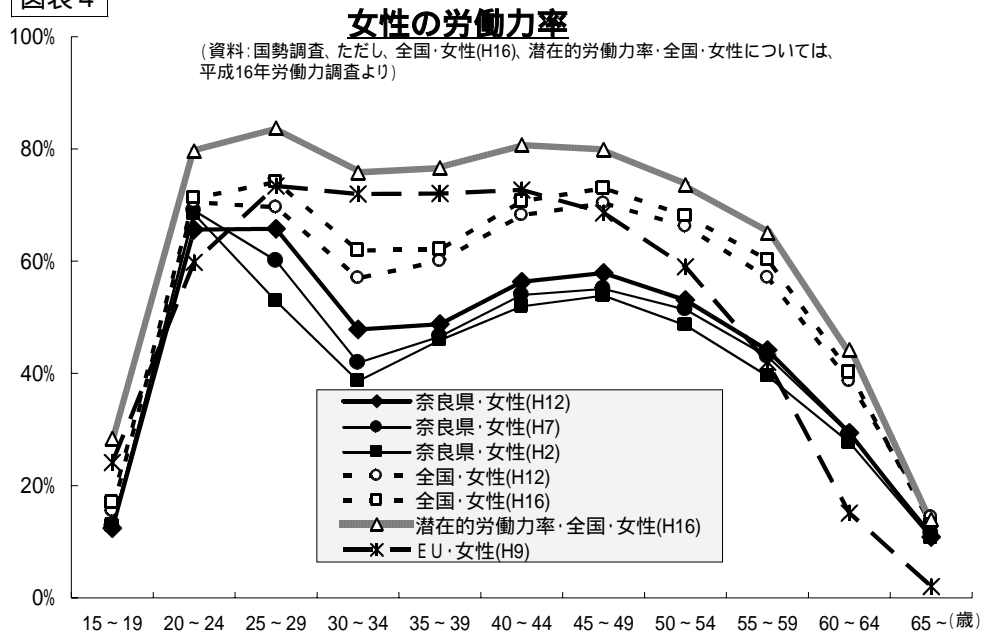
(文部科学省「学校基本調査」、奈良県教育委員会「学校基本数一覧表」各年5月1日現在) 全て本務教員、国立、公立、私立の総計。



基本目標 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり

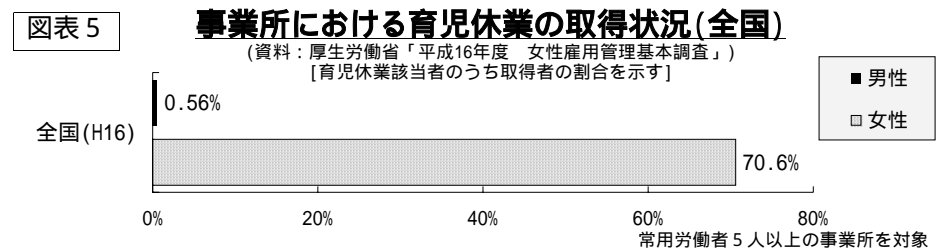
女性の労働力率は、M字型曲線を描いているが徐々にゆるやかになってきている。女性の潜在的労働力率（全国）は、子育て期（30～34歳）においても70%を超えている。
 奈良県では、すべての年代で労働力率が全国平均を下回っている。

図表4



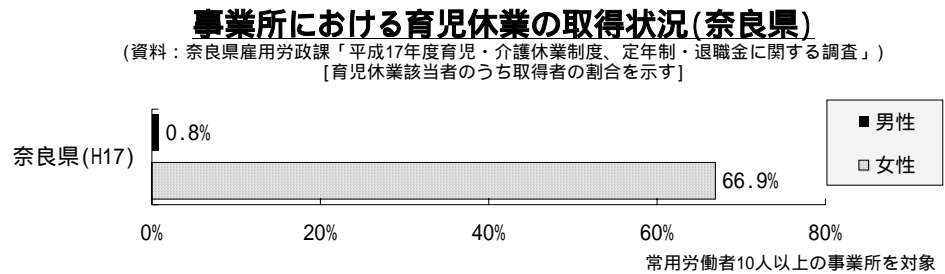
女性は、該当者の6～7割程度が育児休業を取得しているのに対し、男性では極めて取得率が低い。

図表5



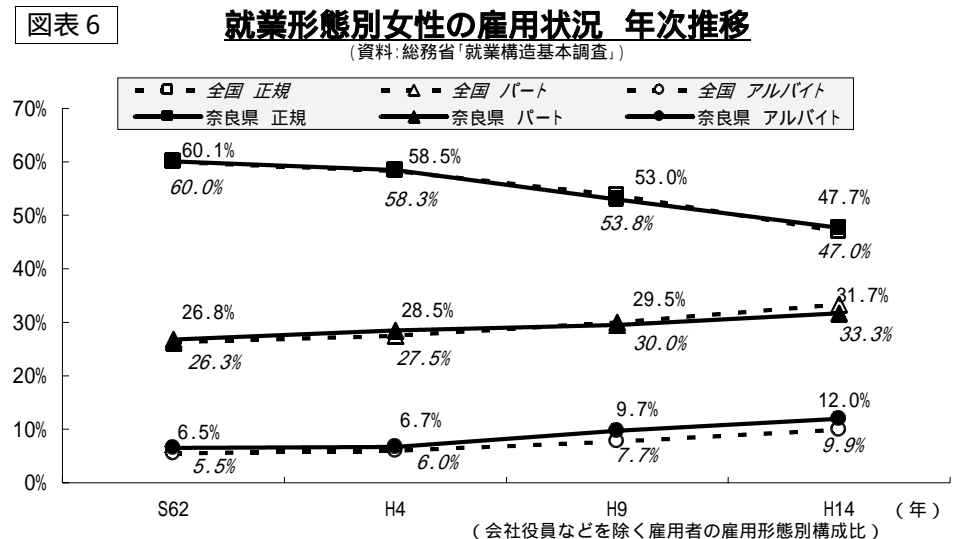
なお、厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」(H13度)では、働く女性は第1子出産後、約7割が離職している結果となっている。

図表6



全国・奈良県ともに近年急激に正規雇用が減少し、パートタイム、アルバイトなど不安定な雇用が増加している。

図表6



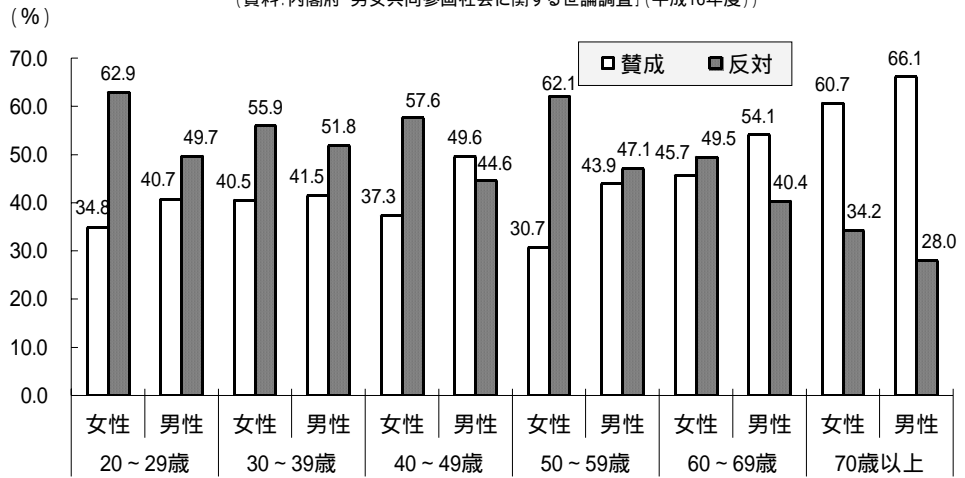
基本目標 男女がともに支えあうライフスタイルの実現

性別役割分担について、男性は60歳以上、女性は70歳以上で賛成の意向が多い。20歳代、30歳代では女性・男性とも反対の意向が多い。

図表7

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について(全国)

(資料:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年度))

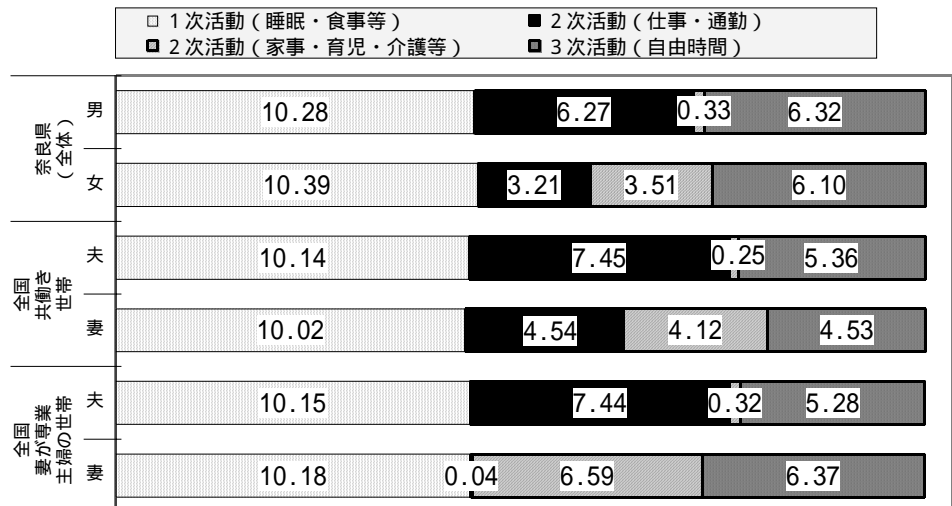


妻が仕事を持っている・いないにかかわらず、夫の家事等に費やす時間は30分前後と変化しない。

図表8

夫婦の生活時間

(奈良県 = 奈良県統計課「社会生活基本調査」(平成13年)、全国 = 総務省「社会生活基本調査」(平成13年)・出典:内閣府男女共同参画局発行「男女共同参画社会を目指して」)



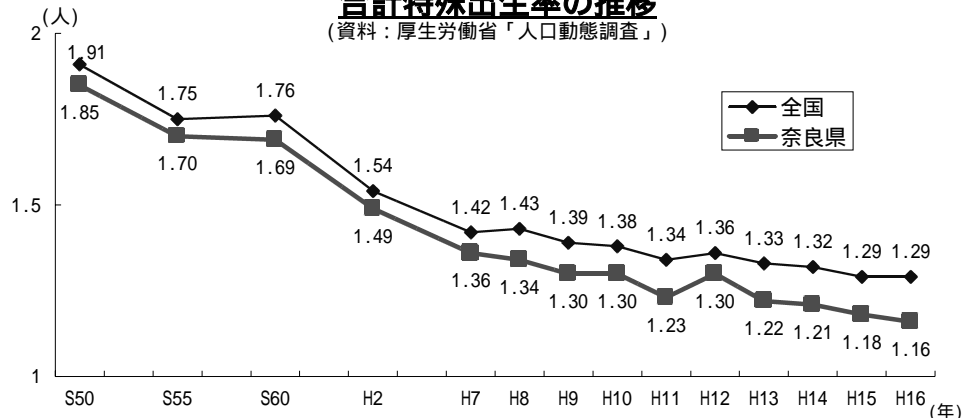
(時間・分)

平成16年の合計特殊出生率は全国で1.29、奈良県で1.16と共に過去最低となっている。

図表9

合計特殊出生率の推移

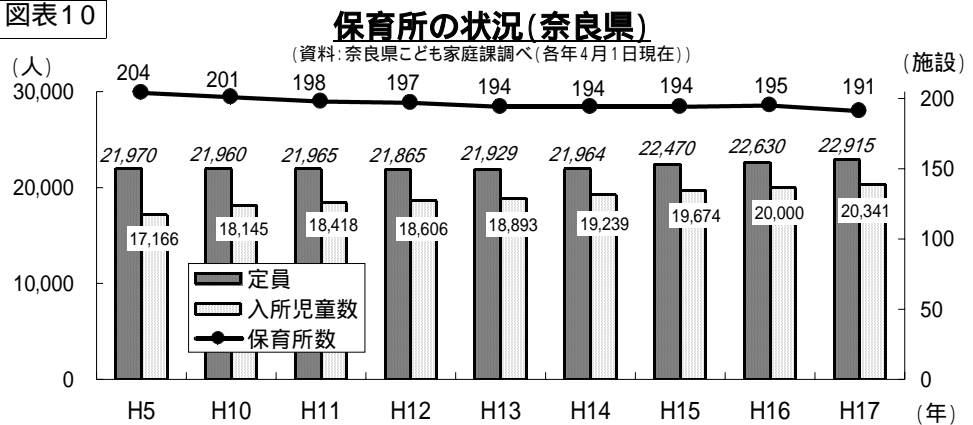
(資料:厚生労働省「人口動態調査」)



合計特殊出生率
15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が1年にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

少子化が進む中、入所児童数は年々増加している。

図表10

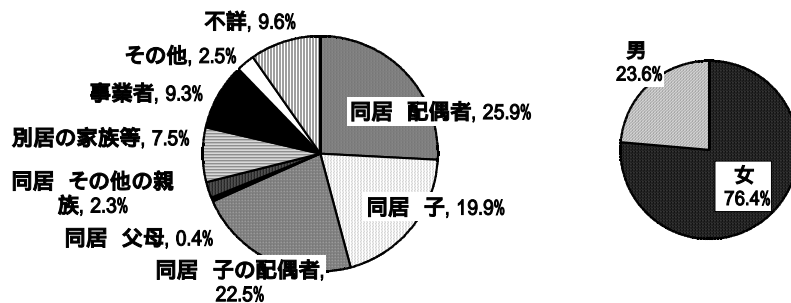


介護者の76.4%は女性であり、要介護者と同居している家族等が71.1%と高い。

図表11

主な介護者の要介護者との続柄、主な介護者の性別 (全国)

(資料: 厚生労働省「平成13年度国民生活基本調査」)



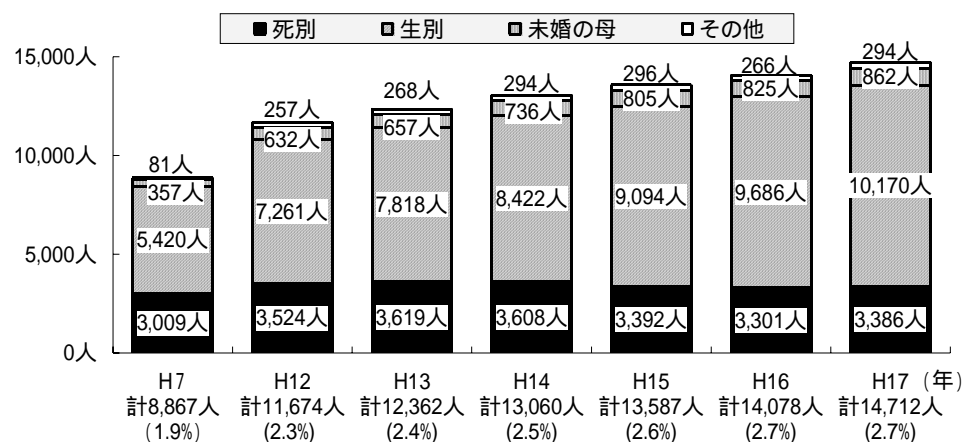
県では、母子世帯数が年々増加傾向にある。生別による母子世帯の増加が大きい。

また、未婚の母も増加傾向にある。

図表12

母子世帯数の推移(奈良県)

(資料: 奈良県こども家庭課調べ、H7は12月、他は3月末現在) グラフの各年度合計人数の下は、母子世帯比率



県のボランティア活動行動者率は、男女ともに全国よりも高い。

年齢階級別では、無業女性の30代後半で突出して高く、男性では60代後半以降で高くなっている。

また、ボランティア・NPOにおいてスタッフが「女性のみ」や「女性が多い」組織が約4割である。

図表13

ボランティア活動行動者率 (資料: 総務省「平成13年社会生活基本調査」)

	全体	女性	有業	無業	男性	有業	無業
奈良県	32.3%	33.6%	34.0%	33.2%	30.9%	31.8%	27.9%
全国	28.4%	30.1%	31.3%	28.9%	26.6%	27.7%	22.9%

年齢階級別 ボランティア活動行動者率(奈良県)

	計	15~24	25~34	35~44	45~54	55~64	65~74	75歳以上
全体	32.3%	22.7%	23.9%	38.3%	36.9%	40.1%	37.6%	23.0%
女性	33.6%	27.5%	28.8%	42.9%	39.1%	40.4%	31.2%	18.1%
有業	34.0%	29.7%	27.4%	35.0%	38.3%	40.2%	33.6%	20.5%
無業	33.2%	25.4%	30.8%	53.9%	41.3%	40.5%	30.8%	18.0%
男性	30.9%	17.7%	18.7%	33.4%	34.5%	39.8%	44.7%	31.2%
有業	31.8%	21.5%	19.3%	34.1%	35.4%	40.4%	42.8%	42.2%
無業	27.9%	14.6%	-	13.2%	17.8%	36.8%	46.1%	27.5%

男性のみ又は殆どが男性 10.5%

ボランティア・NPOにおけるスタッフの性別構成(奈良県)

(資料: 奈良県県民生活課「平成14年度ボランティア・NPO実態調査」)



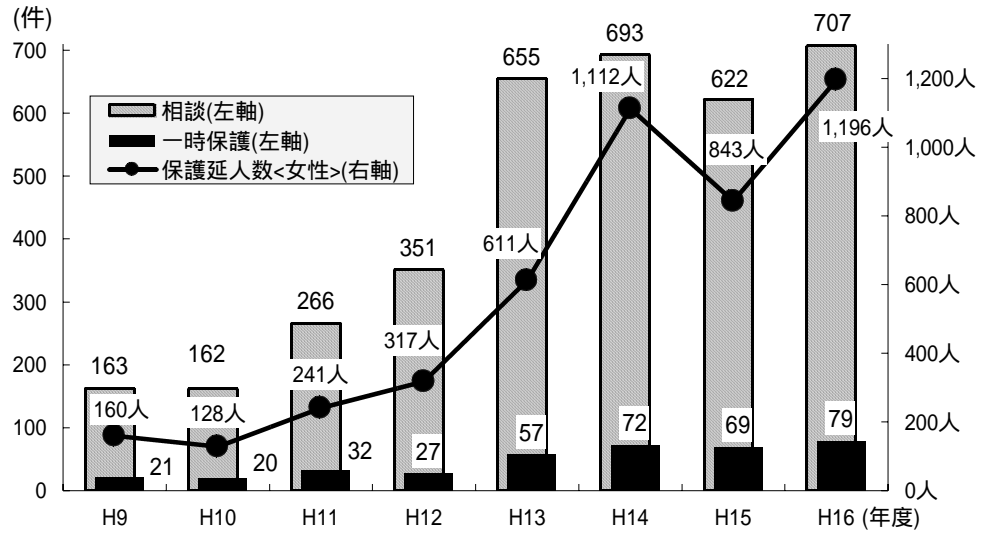
基本目標 男女の人権の尊重

DV防止法施行(H13度)後、相談・一時保護数が急増している。

図表14

ドメスティック・バイオレンスの相談等件数の推移

(奈良県子ども家庭相談センター、奈良県女性センター)

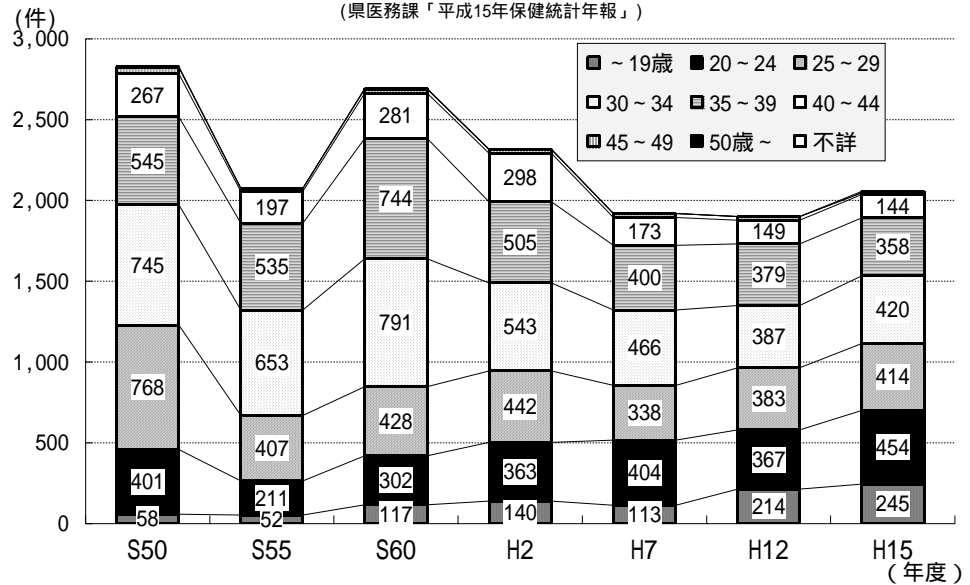


10代～20代の人工妊娠中絶が増加傾向にある。

図表15

年齢階級別・人工妊娠中絶件数の推移(奈良県)

(県医務課「平成15年保健統計年報」)

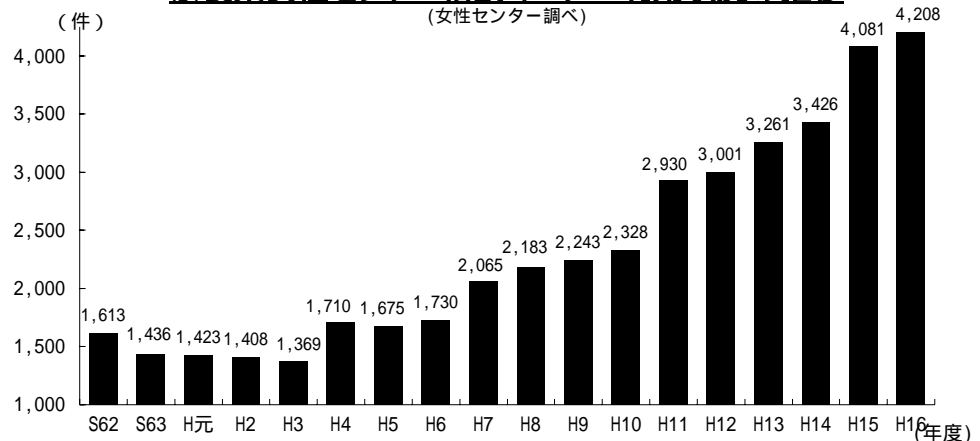


相談件数は年々増加しており、特に心・身体、夫婦問題、法律・経済の分野での相談が多い。

図表16

奈良県女性センター相談コーナー利用状況の推移

(女性センター調べ)



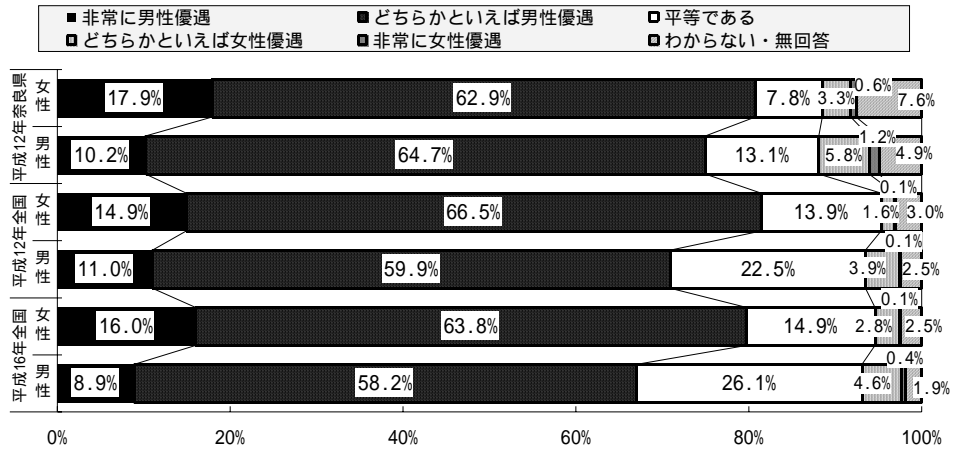
基本目標 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

男女ともに「男性優遇」を実感している。特に、女性の8割強が「男性が優遇されている」と感じている。
また、全国のH12とH16の調査値を比較しても、大きな意識の変化は見られない。

図表17

社会全体における男女の地位の平等感

(奈良県 = 「男女共同参画についてのアンケート報告書(平成12年度)」、
全国 = 「男女共同参画社会に関する世論調査(平成16年11月)」, 内閣府)

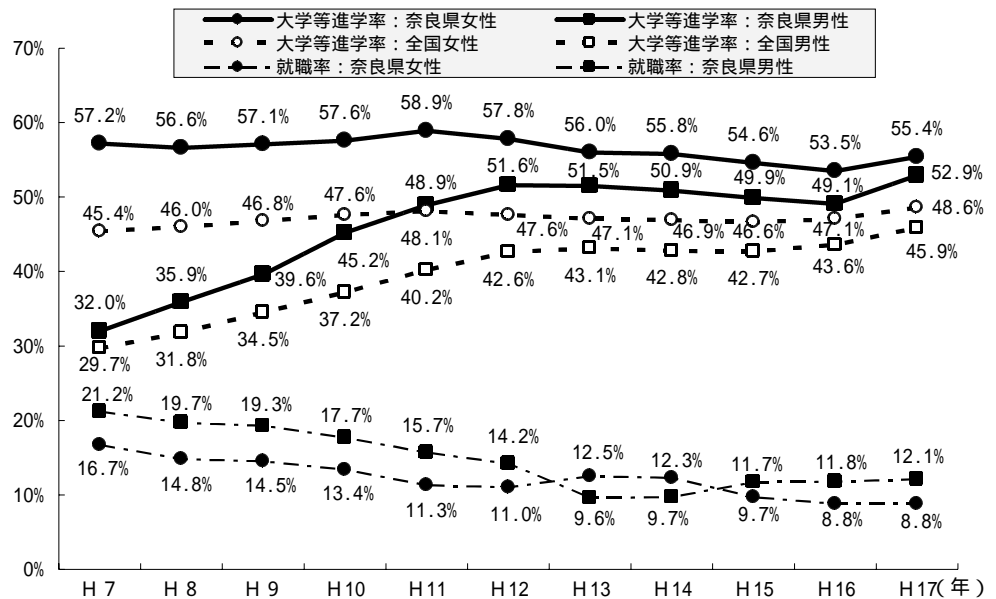


約5割の男女が高等教育を受けているが、男女とも大学等進学率は近年わずかながら減少傾向にあり、奈良県は平成17年度に全国5位となった。

図表18

高校卒業後の状況の推移

(奈良県統計課「学校基本調査結果報告書」)[各年3月現在]

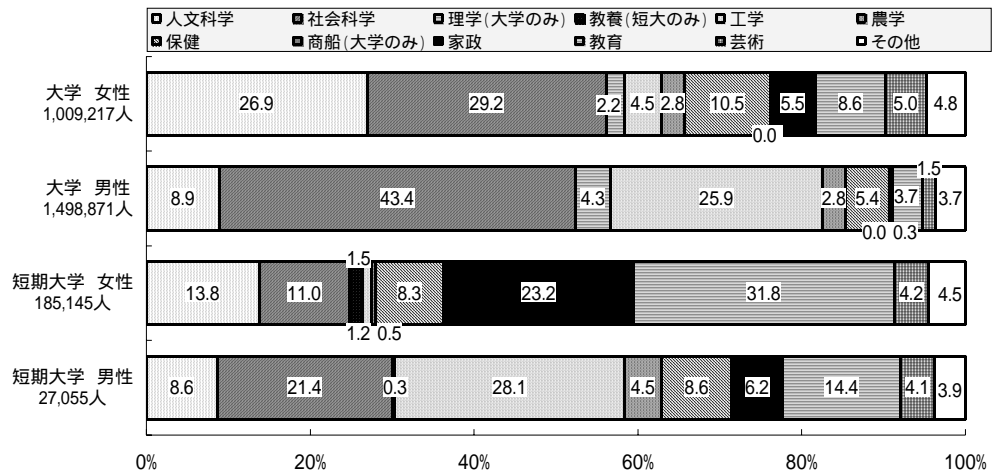


女性の大学での専攻は、社会科学、人文科学が多く、短大では教育、家政が多い。
男性の専攻は、社会科学と工学で突出して多い。

図表19

大学・短期大学生の専攻分野別構成(全国)

(資料：文部科学省「平成17年度学校基本調査」)



(参考) 日本の男女共同参画の状況 国際比較

日本では、人間開発は進んできているが、女性が能力を政治経済活動で発揮する機会は十分ではない。

HDI：人間開発指数 (Human Development Index)
「長寿を全うできる健康的な生活」「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には平均寿命、教育水準(成人識字率及び就学率)調整済み1人当たり国民所得を用いて算出している。

GEM：ジェンダー・エンパワメント指数 (Gender Empowerment Measure)
女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指数。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合、男女の推定勤労所得を用いて算出する。

図表20

人間開発に関する指標の国際比較

HDI(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.963
2	アイスランド	0.956
3	オーストラリア	0.955
4	ルクセンブルグ	0.949
5	カナダ	0.949
6	スウェーデン	0.949
7	スイス	0.947
8	アイルランド	0.946
9	ベルギー	0.945
10	米国	0.944
11	日本	0.943
12	オランダ	0.943
13	フィンランド	0.941
14	デンマーク	0.941
15	英国	0.939
16	フランス	0.938
17	オーストリア	0.936
18	イタリア	0.934
19	ニュージーランド	0.933
20	ドイツ	0.930
21	スペイン	0.928
22	香港(中国)	0.916
23	イスラエル	0.915
24	ギリシャ	0.912
25	シンガポール	0.907
26	スロベニア	0.904
27	ポルトガル	0.904
28	韓国	0.901
29	キプロス	0.891
30	バルバドス	0.878
31	チェコ共和国	0.874
32	マルタ	0.867
33	ブルネイ	0.866
34	アルゼンチン	0.863
35	ハンガリー	0.862
36	ポーランド	0.858
37	チリ	0.854
38	エストニア	0.853
39	リトアニア	0.852
40	カタール	0.849
41	アラブ首長国連邦	0.849
42	スロバキア	0.849
43	バーレーン	0.846
44	クウェート	0.844
45	クロアチア	0.841
46	ウルグアイ	0.840
47	コスタリカ	0.838
48	ラトビア	0.836
49	セントクリストファー・ネイビス	0.834
50	パナマ	0.832

GEM(ジェンダー・エンパワメント指数)

順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.928
2	デンマーク	0.860
3	スウェーデン	0.852
4	アイスランド	0.834
5	フィンランド	0.833
6	ベルギー	0.828
7	オーストラリア	0.826
8	オランダ	0.814
9	ドイツ	0.813
10	カナダ	0.807
11	スイス	0.795
12	米国	0.793
13	オーストリア	0.779
14	ニュージーランド	0.769
15	スペイン	0.745
16	アイルランド	0.724
17	パナマ	0.719
18	英国	0.716
19	コスタリカ	0.668
20	アルゼンチン	0.665
21	ポルトガル	0.656
22	シンガポール	0.654
23	トリニダード・トバゴ	0.650
24	イスラエル	0.622
25	バルバドス	0.615
26	リトアニア	0.614
27	ポーランド	0.612
28	ラトビア	0.606
29	ブルガリア	0.604
30	スロベニア	0.603
31	ナミビア	0.603
32	クロアチア	0.599
33	スロバキア	0.597
34	チェコ共和国	0.595
35	エストニア	0.595
36	ギリシャ	0.594
37	イタリア	0.589
38	メキシコ	0.583
39	キプロス	0.571
40	パナマ	0.563
41	マケドニア	0.555
42	タンザニア	0.538
43	日本	0.534
44	ハンガリー	0.528
45	ドミニカ共和国	0.527
46	フィリピン	0.526
47	ボリビア	0.525
48	ペルー	0.511
49	ボツワナ	0.505
50	ウルグアイ	0.504

資料：国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」(2005年)
HDIは177ヶ国中、GEMは80ヶ国中の順位

図表21

管理職に占める女性の割合

管理職に占める女性の割合は、諸外国と比較してかなり低くなっている。

国名	管理的職業従事者	
	国家公務員管理職	
アメリカ	45.9%	23.1%
フランス	-	19.3%
ドイツ	34.5%	9.5%
スウェーデン	30.5%	-
日本	10.1%	1.5%

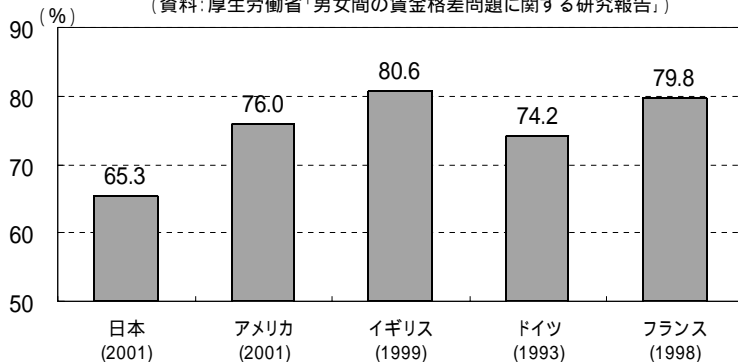
資料：内閣府「男女共同参画の形成に関する解説パンフレット」(H17)より
管理的職業従事者：日本は2003年、他は2002年、国家公務員管理職：日本は2004年、ドイツは1998年、他は2001年

日本の男性の平均賃金水準を100としたときに、女性の平均賃金水準は、2001年の数字で65.3であり、男女間賃金格差は国際的にみても大きい。

図表22

男女間賃金格差の国際比較(男性=100)

(資料:厚生労働省「男女間の賃金格差問題に関する研究報告」)

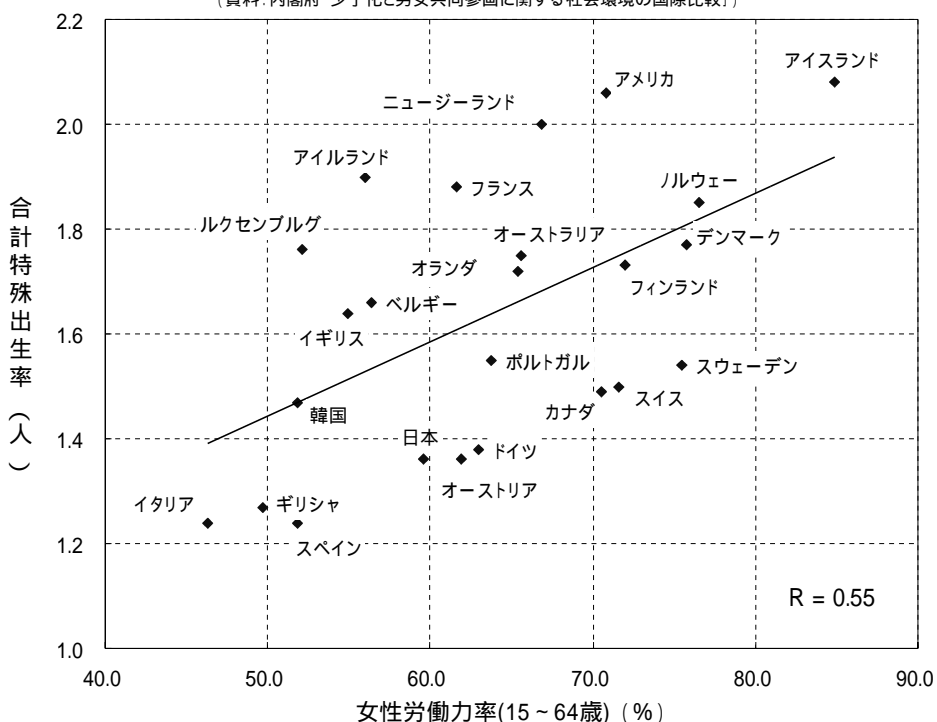


OECD加盟国のうち1人当たりGDP(国内総生産)が1万ドルを超える24ヶ国についてみると、2000年では、女性の労働力率が高い国ほど、合計特殊出生率が高いという関係(正の相関関係)がある。

図表23

女性の労働力率と合計特殊出生率(2000年)

(資料:内閣府「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較」)



女性の労働力率:アイスランド、アメリカ、スウェーデン、スペイン、ノルウェーは、16~64歳、イギリスは16歳以上

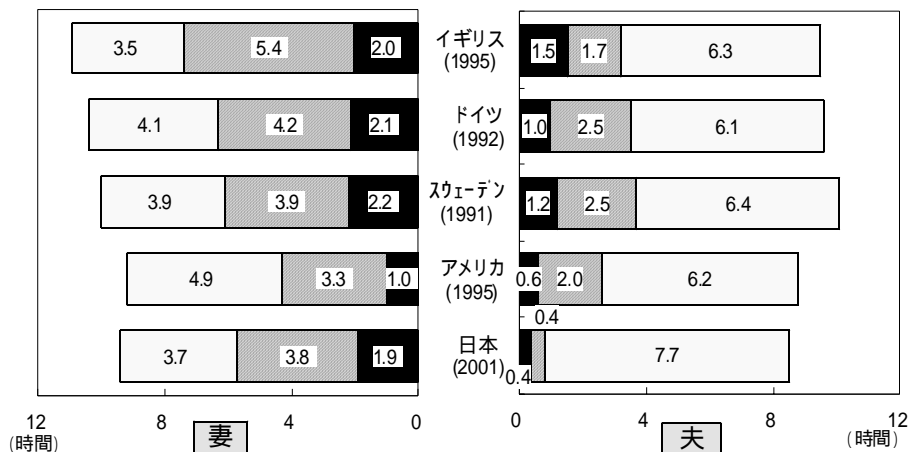
日本の男性の育児時間、家事時間は、各0.4時間で諸外国の中でも最低で、育児・家事時間に仕事時間を加えた総時間数も最低である。

図表24

育児期にある夫婦の育児等の時間の国際比較

資料:内閣府「男女共同参画の形成に関する解説パンフレット」(H17)より

■育児 □家事 □仕事



5歳未満(日本は6歳未満)の子どものいる夫婦の育児、家事及び稼働労働時間はフルタイム就業者(日本は有業者)の値、夫は全体の平均値

参 考 資 料

- 1 . 奈良県男女共同参画審議会委員名簿 39
- 2 . 計画策定の経緯 39
- 3 . 計画策定の背景
 - 1) 国際的な動き 40
 - 2) 日本の動き 41
 - 3) 奈良県の動き 42
- 4 . 男女共同参画政策のあゆみ 43
- 5 . 関係法令、条例
 - ・ 奈良県男女共同参画推進条例 45
 - ・ 男女共同参画社会基本法 47
 - ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 . . 50

1. 奈良県男女共同参画審議会委員名簿

(平成18年3月末現在、50音順・敬称略)

会 長	上田 実千代	中小企業診断士
	音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長
	桐野 由美子	京都ノートルダム女子大学教授
	杉若 弘子	奈良教育大学助教授
	住友 千穂	一般県民
	高木 良次	一般県民
	竹平 均	日本労働組合総連合会奈良県連合会副会長
	辻村 泰範	奈良県老人福祉施設協議会会長
	土田 容子	産婦人科医
	中尾 征夫	奈良県経営者協会専務理事
会長代理	野口 道彦	大阪市立大学大学院教授
	馬場 勝也	弁護士
	稗田 睦子	(社)国際女性教育振興会奈良県支部書記
	東口 佳子	奈良県女性農業士会会長
	宮坂 靖子	奈良女子大学助教授

2. 計画策定の経緯

年月日	内 容
H16.9.7	平成16年度 第1回男女共同参画審議会 奈良県の男女共同参画の現状について 計画の策定について
H16.10.1 ~12.10	政策提言カードによる県民からの意見・提案募集 応募意見・提案件数 125件、 応募者数 79名
H16.10.22	第1回計画策定庁内ワーキング 計画の策定について 計画の体系、施策の方向について
H16.12.14	平成16年度 第2回男女共同参画審議会 計画の体系、施策の方向について
H17.1.18	第2回計画策定庁内ワーキング 計画の具体的施策について 県民からの意見募集結果について
H17.3.23	平成16年度 第3回男女共同参画審議会 計画の具体的施策について 県民からの意見募集結果について
H17.4.28	第1回男女共同参画推進本部幹事会 計画の体系、施策の方向、具体的施策について
H17.7.21	平成17年度 第1回男女共同参画審議会 計画素案について
H17.9.29	第3回計画策定庁内ワーキング 計画素案について
H17.11.14 ~12.12	計画(素案)に対する意見募集(パブリックコメント) 意見件数 159件、 意見提出者数 54名
H18.1.19	平成17年度 第2回男女共同参画審議会 奈良県男女共同参画計画(第2次)(原案)の諮問
H18.2.1	第2回男女共同参画推進本部幹事会 計画の推進目標、具体的施策について
H18.3.1	平成17年度 第3回男女共同参画審議会 奈良県男女共同参画計画(第2次)答申
H18.3.15	男女共同参画推進本部会議 奈良県男女共同参画計画(第2次)決定

5 . 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

1975年(昭和50年) 国際婦人年、世界行動計画

国際連合が「国際婦人年」と提唱した1975年(昭和50年)「第1回世界女性会議」がメキシコシティ(メキシコ)で開催され、各国が行う措置の包括的ガイドラインとして「世界行動計画」が採択されました。翌1976年(昭和51年)~1985年(昭和60年)の10年間を「国連婦人の10年」とし、「平等・開発・平和」をテーマに世界規模で女性の地位向上のための取組が展開されました。

1979年(昭和54年) 女子差別撤廃条約

1979年(昭和54年)国連第34回総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。また、翌1980年(昭和55年)「国連婦人の10年」中間年世界会議(第2回世界女性会議)がコペンハーゲン(デンマーク)で開催され、「女子差別撤廃条約」の署名式が行われました。

1985年(昭和60年) ナイロビ将来戦略

「国連婦人の10年」の最終年である1985年(昭和60年)「第3回世界女性会議」がナイロビ(ケニア)で開催され、10年間の成果を踏まえて、2000年(平成12年)に向けた各国の取組のガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択され、引き続き取組を進めていくことが決められました。

1990年(平成2年)「ナイロビ将来戦略」の実施を早めることを目的に、国連経済社会理事会において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が採択されました。

1995年(平成7年) 北京宣言及び行動綱領

1995年(平成7年)「第4回世界女性会議」が北京(中国)で開催され、「ナイロビ将来戦略」の完全実施を図るための第2回見直しと評価を行い、2000年(平成12年)に向けて世界的に取り組むべき優先課題を盛り込んだ「行動綱領」と、世界中の女性の地位向上を目指す「北京宣言」が採択されました。「行動綱領」は、「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ(予定表)である」とされ、貧困、教育、健康、暴力等12の重大問題領域における戦略目標と各国がとるべき行動を定めています。

2000年(平成12年) 女性2000年会議

2000年(平成12年)国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨーク(アメリカ)で開催され、「第4回世界女性会議」で採択された「行動綱領」について、各国の進捗状況を検討・評価し、一層の取組のために「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」が採択されました。

2005年(平成17年) 北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)

2005年(平成17年)第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価等を行うとともに、さらなる実施に向けた戦略や今後の課題について協議され、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言文が採択されました。

(2) 日本の動き

1977年(昭和52年) 国内行動計画

1975年(昭和50年) 第1回世界女性会議で決定された事項を国の施策に取り入れるため、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

1977年(昭和52年)「世界行動計画」の趣旨に基づき、1986年(昭和61年)までの10年間の女性問題の課題・施策の方向を示した「国内行動計画」を策定し、女性の地位向上に関する総合的な取組が始まりました。

1985年(昭和60年) 女子差別撤廃条約批准

「国籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定、家庭科の男女共修など国内法等の整備を進め、1985年(昭和60年)「女子差別撤廃条約」を批准しました。

1987年(昭和62年) 西暦2000年に向けての新国内行動計画

1987年(昭和62年)「ナイロビ将来戦略」を受けた、「西暦2000年に向けての新国内行動計画(新国内行動計画)」を策定し、男女共同参加型社会の形成を目指していくことになりました。

1991年(平成3年)「ナイロビ将来戦略」の早期実現にむけて、「新国内行動計画」の第一次改定が行われ、21世紀の社会はあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠であるという基本的認識の下、総合目標の「男女共同参加」を「男女共同参画」に改められました。

1994年(平成6年) 国における推進体制を一層充実するため、総理府に「男女共同参画室」が発足、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。また、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする「男女共同参画推進本部」が設置されました。

1996年(平成8年) 男女共同参画2000プラン

1996年(平成8年)「第4回世界女性会議」で採択された「行動綱領」と男女共同参画審議会からの答申(男女共同参画ビジョン)を受け、2000年(平成12年)を目途とした新たな行動計画「男女共同参画2000プラン」が策定されました。

1999年(平成11年) 男女共同参画社会基本法

1999年(平成11年) 男女共同参画社会の実現に向けての法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

2000年(平成12年) 男女共同参画基本計画

2000年(平成12年)「男女共同参画社会基本法」に基づき、2010年(平成22年)を目途に男女共同参画の促進に関する施策の基本的な方向や具体的施策の内容を示した「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年(平成13年) 中央省庁等の再編に伴い、新たに設置された内閣府に「男女共同参画局」を設置、同時に男女共同参画審議会を発展的に継承するものとして内閣官房長官を議長とし、各省大臣及び学識経験者などを構成員とする「男女共同参画会議」が設置され、推進体制が強化されました。

2005年(平成17年) 男女共同参画基本計画(第2次)

2005年(平成17年) 男女共同参画基本計画を改定、2020年(平成32年)までの長期的な政策の方向性と2010年(平成22年)度までの具体的施策を示した「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。

(3) 奈良県の動き

1981年(昭和56年) 奈良県婦人会議設置

1976年(昭和51年) 国際的動向及び国内の取組を背景として、女性問題に関する窓口を総務部県民課に設置、翌年、庁内推進体制として「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」を設置し、総合的に推進していく体制を整えました。

1978年(昭和53年) 女性の地位向上及び福祉の増進に関して有識者の意見を聴き、女性に関する施策の企画と推進を行うため「奈良県婦人問題懇話会」を設置しました。

1980年(昭和55年)「奈良県婦人問題懇話会」より、女性の地位と福祉の向上をめざして、「国際婦人の10年」の最終年である1985年(昭和60年)を目途とした「提言」が知事に提出され、本提言を指針とした県の女性施策の推進が始まりました。

1981年(昭和56年)「提言」に基づき県の女性施策を進めるため、総務部に**婦人対策課**を設置、**女性施策の諮問機関**として「**奈良県婦人会議**」を設置しました。

1986年(昭和61年) 奈良県婦人行動計画

1986年(昭和61年) 女性の文化の向上と社会参加を促進し、女性の社会的地位の向上と福祉の増進をはかることなどを目的に、女性の諸活動の拠点となる「**奈良県女性センター**」を開設しました。さらに、「提言」の目標年度に達したため、新たな女性施策の展開を目指し、「**奈良県婦人行動計画**」(計画期間：1986年度(昭和61年度)～1995年度(平成7年度))を策定しました。

1993年(平成5年) 奈良県女性行動計画修正案

1993年(平成5年)「奈良県婦人行動計画」策定後の社会情勢の変化を踏まえて、「**奈良県女性行動計画修正案**」を策定しました。また、課の名称「婦人対策課」を「女性政策課」に、「奈良県婦人会議」を「奈良県女性問題懇話会」に改称し、施策目標を「男女共同参加」から「男女共同参画」に改めました。

1995年(平成7年) 庁内推進体制の強化を図るため、知事を本部長とする「**奈良県男女共同参画推進本部**」を設置しました。

1997年(平成9年) 奈良県女性行動計画(第二期)

1997年(平成9年)「第4回世界女性会議」で採択された「行動綱領」や、国の「男女共同参画2000年プラン」の趣旨に沿って、「**なら女性プラン21 - 奈良県女性行動計画(第二期)**」(計画期間：1996年度(平成8年度)～2005年度(平成17年度))を策定しました。

2001年(平成13年) 奈良県男女共同参画推進条例

2001年(平成13年)「女性政策課」を「男女共同参画課」に改称。同年7月、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、男女平等実現の基盤となる「**奈良県男女共同参画推進条例**」を公布・施行しました。また、条例に基づく知事の諮問機関として「**奈良県男女共同参画審議会**」を設置しました。

2002年(平成14年) 奈良県男女共同参画計画

2002年(平成14年)2月、基本法及び条例に基づく法定計画として、「**なら男女共同参画プラン21**」(奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン21改訂版))(計画期間：2002年度(昭和14年度)～2005年度(平成17年度))を策定しました。同年7月、県民・事業者・関係団体・市町村・地域等が、主体的な取組と相互連携により男女共同参画を積極的に推進するために、「**奈良県男女共同参画県民会議**」を設置しました。

2006年(平成18年) 奈良県男女共同参画計画(第2次)

2006年(平成18年)3月、奈良県男女共同参画審議会からの答申を受け、「**なら男女GENKIプラン**」(奈良県男女共同参画計画(第2次))(計画期間：2006年度(平成18年度)～2015年度(平成27年度))を策定しました。

4. 男女共同参画政策のあゆみ

年	世 界	日 本	奈 良 県
1945 (昭20)	・国際連合成立(国連憲章採択)	・衆議院議員選挙法改正(婦人参政権実現)	
1946 (昭21)	・国連に「婦人の地位委員会」発足	・日本国憲法公布(1948年施行)	
1948 (昭23)	・「世界人権宣言」採択(国連総会)		
1967 (昭42)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択(国連総会)	・総理府に「婦人関係の諸問題に関する懇談会」設置	
1972 (昭47)	・1975年を国際婦人年とすることを決定(国連総会)		
1975 (昭50)	・「国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」(第1回世界女性会議)開催(メキシコシティ) ・「世界行動計画」を採択 ・1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定(国連総会)	・「総理府婦人問題担当室」発足 ・「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 ・「教員等育児休業法(女子教員、看護婦、保母等対象)」公布(1976年施行)	
1976 (昭51)	・ILO(国際労働機関)に婦人労働問題担当室を設置	・民法改正・施行(離婚後の氏の選択)	・婦人問題に関する窓口を「県民課」とする
1977 (昭52)		・「国内行動計画」決定 ・国立婦人教育会館開館 ・「国内行動計画前期重点目標」発表	・「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置
1978 (昭53)		・「国内行動計画第1回報告書」発表	・「奈良県婦人問題懇談会」設置 ・「婦人問題に関する世論調査」実施
1979 (昭54)	・「女子差別撤廃条約」採択 ・「国連婦人の10年」エスカップ地域政府間準備会議開催(ニューデリー)		
1980 (昭55)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議(第2回世界女性会議)開催(コペンハーゲン) ・世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式	・「国内行動計画第2回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法改正(配偶者の法定相続分引上げ)(1981年施行)	・「婦人の地位と福祉の向上をめざして」婦人問題懇談会提言
1981 (昭56)	・「ILO156号条約」採択(ILO総会) ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・「婦人対策課」設置 ・「奈良県婦人会議」設置 ・「婦人相談コーナー」開設 ・「北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」を総理府と共催で実施
1982 (昭57)			・「婦人情報コーナー」開設
1983 (昭58)		・「国内行動計画第3回報告書」発表	・「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置
1984 (昭59)	・「国連婦人の10年」エスカップ地域政府間準備会議開催(東京)	・国籍法改正(国籍の父母両系主義確立)(1985年施行)	
1985 (昭60)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議(第3回世界女性会議)開催(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」公布(1986年施行) ・「国内行動計画第4回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (昭61)			・「奈良県女性センター」開設 ・「奈良県婦人行動計画」策定
1987 (昭62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定	
1990 (平2)	・「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択		
1991 (平3)		・「育児休業法」公布(1992年施行) ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定	・「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施
1992 (平4)		・婦人問題担当大臣設置	

年	世 界	日 本	奈 良 県
1993 (平5)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権会議開催(ウィーン) ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」施行 ・中学校で家庭科の男女共修開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県女性行動計画修正版」作成 ・課の名称を「婦人対策課」から「女性政策課」に変更 ・「奈良県婦人会議」を「奈良県女性問題懇話会」に改称
1994 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議エスカップ地域政府間準備会議開催(ジャカルタ) ・「国際人口・開発会議」開催(カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校で家庭科の男女共修開始 ・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女が共に支える社会づくりのための県民意識調査」実施
1995 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす決議」採択(国連人権委) ・第4回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言」「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」施行(介護休業に関する部分を1999年から実施) ・「ILO156号」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ・「花ひらく-ならの女性生活史-」発刊
1996 (平8)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画ビジョン」男女共同参画審議会答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県女性の現状(女性白書)」作成
1997 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正(1999年施行) ・「労働基準法」改正(1999年施行) ・「介護保険法」公布(2000施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「なら女性プラン21-奈良県女性行動計画(第二期)-」策定
1998 (平10)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」男女共同参画審議会答申 	
1999 (平11)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力撤廃国際日」設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力のない社会をめざして」男女共同参画審議会答申 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議を総理府と共催で実施
2000 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」男女共同参画審議会答申 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画についてのアンケート」実施
2001 (平13)		<ul style="list-style-type: none"> ・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・第1回男女共同参画週間 ・「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「女性に対する暴力をなくす運動について」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・課の名称を「女性政策課」から「男女共同参画課」に変更 ・「奈良県男女共同参画推進条例」施行 ・「奈良県男女共同参画審議会」設置 ・「奈良県1日女性模擬議会」開催 ・「データでみる ならの男女共同参画」作成
2002 (平14)		<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県に配偶者暴力相談支援センター開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「なら男女共同参画プラン21」(奈良県男女共同参画(なら女性プラン21改訂版))策定 ・「奈良県男女共同参画県民会議」設置
2003 (平15)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行 	
2004 (平16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」一部改正施行 ・「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定 ・「男女共同参画社会の将来像検討会報告書」報告 	
2005 (平17)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画計画改定に当たっての基本的な考え方」男女共同参画会議答申 ・「女性のチャレンジ支援プラン」策定 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・県女性センター「チャレンジサイトなら」開設
2006 (平18)			<ul style="list-style-type: none"> ・「なら男女GENKIプラン」(奈良県男共同参画計画(第2次))策定

5 . 関係法令、条例

奈良県男女共同参画推進条例

平成13年7月1日公布
奈良県条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条 - 第18条）

第3章 奈良県男女共同参画審議会（第19条） 附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、奈良県では、奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例（平成9年3月奈良県条例第24号）を制定するなど、差別のない、人権が尊重される社会を目指してきた。

男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸として、国際的な連帯により積極的に展開されてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行が依然として存在し、男女平等の実現には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要かつ緊急な課題となっている。

このような状況にかんがみ、奈良県は、性別にかかわらず、一人一人が人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すものである。

ここに、私たちは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって県、県民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動その他の活動に共にかかわることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、当該取組を勘案して推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の推進に当たっては国、市町村、県民及び事業者と協力して取り組むとともに、男女共同参画を推進するための体制を整備するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による人権侵害）

第7条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること又は性的な言動により当該言動を受

けた個人の生活の環境を害することをいう。以下同じ。)並びに配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

(市町村長との協力)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、市町村長の協力が必要であると認めるときは、その協力を求め、又は市町村長から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、奈良県男女共同参画審議会に意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民の理解を深めるための措置)

第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第12条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、男女共同参画を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第13条 県は、学校教育及び社会教育の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(性別による人権侵害の防止に関する取組)

第14条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為の防止に関する取組を行うよう努めるものとする。

(苦情及び相談の処理)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 県は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の処理に努めるものとする。

(調査研究)

第16条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(民間の団体の活動に対する情報提供等)

第17条 県は、民間の団体が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進状況の公表)

第18条 知事は、毎年1回、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

第3章 奈良県男女共同参画審議会

第19条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に建議することとさせるため、奈良県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日 法律第78号)

改正 平成11年7月16日 法律第102号
同 11年12月22日 同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条~第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する
基本的施策(第13条~第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条~第28条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な促進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日 法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成11年7月16日 法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

附則(平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第2条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(1979年(昭和54年)国際連合採択
1981年(昭和56年)発効)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなる問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和

は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でつかいかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対

するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかに問わない。)を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって

委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及

び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の

日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

なら男女^{げ ん き}GENKIプラン
奈良県男女共同参画計画（第2次）

発行 2006年（平成18年）3月
奈良県 生活環境部 男女共同参画課
〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL 0742-27-8729
FAX 0742-24-5403
